

茨城県立看護大学校

～笠間 地域学(福祉部門)～



令和8年5月19日(火)
笠間市保健福祉部健康医療政策課

笠間市の現状 ～福祉関係～

- 人口・世帯数・年齢別人口割合
- 将来の人口予測
- 外国人数
- 出生率・出生数
- 子どもの人数
- 女性の就労傾向
- 障害者手帳所持者数
- 高齢化率
- 要支援・要介護認定者
- 平均寿命と平均自立期間
- 認知症高齢者
- 生活保護
- 医療的ケア児
- 医療に関する制度
- 献血実施状況

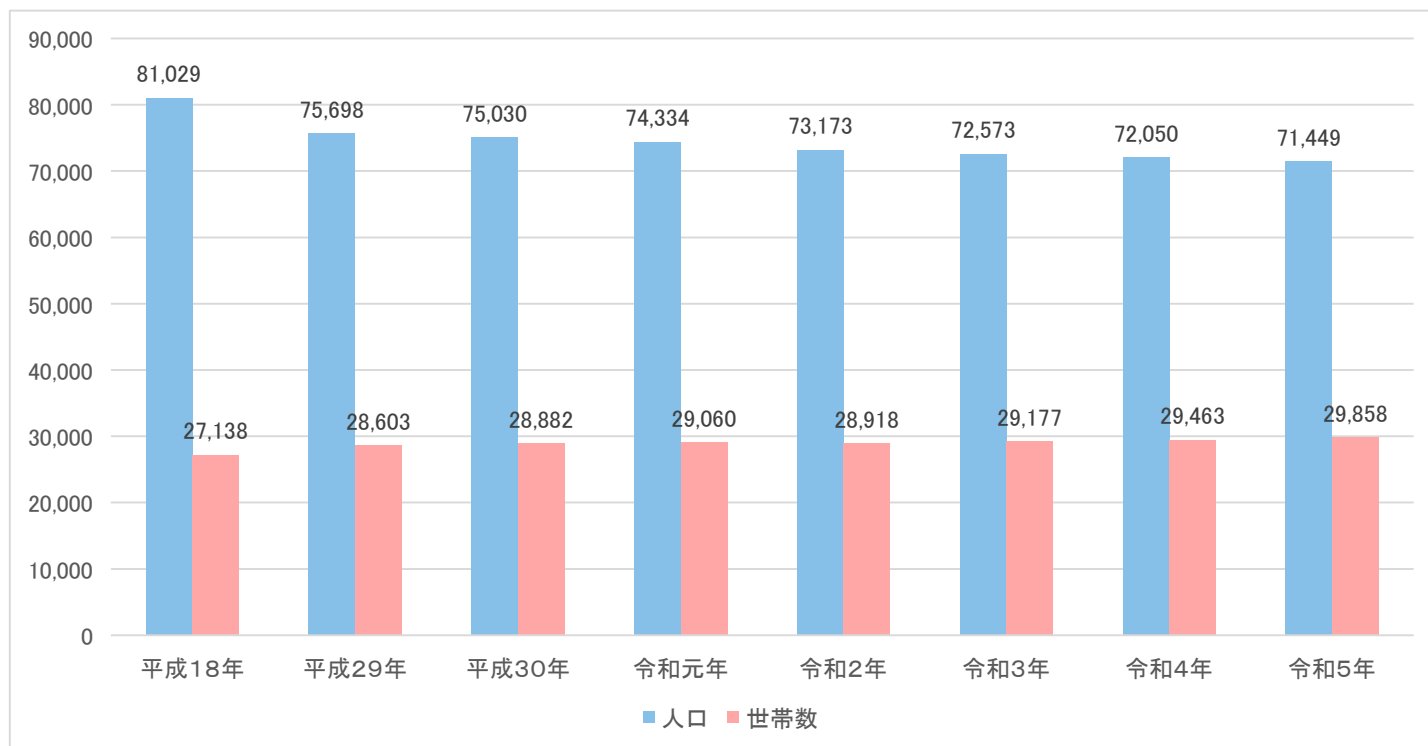


人口・世帯数の推移



◆平成18年：人口81,029人 世帯数27,138世帯
◆令和5年：人口71,449人 世帯数29,858世帯

1世帯当たりの人員は減少



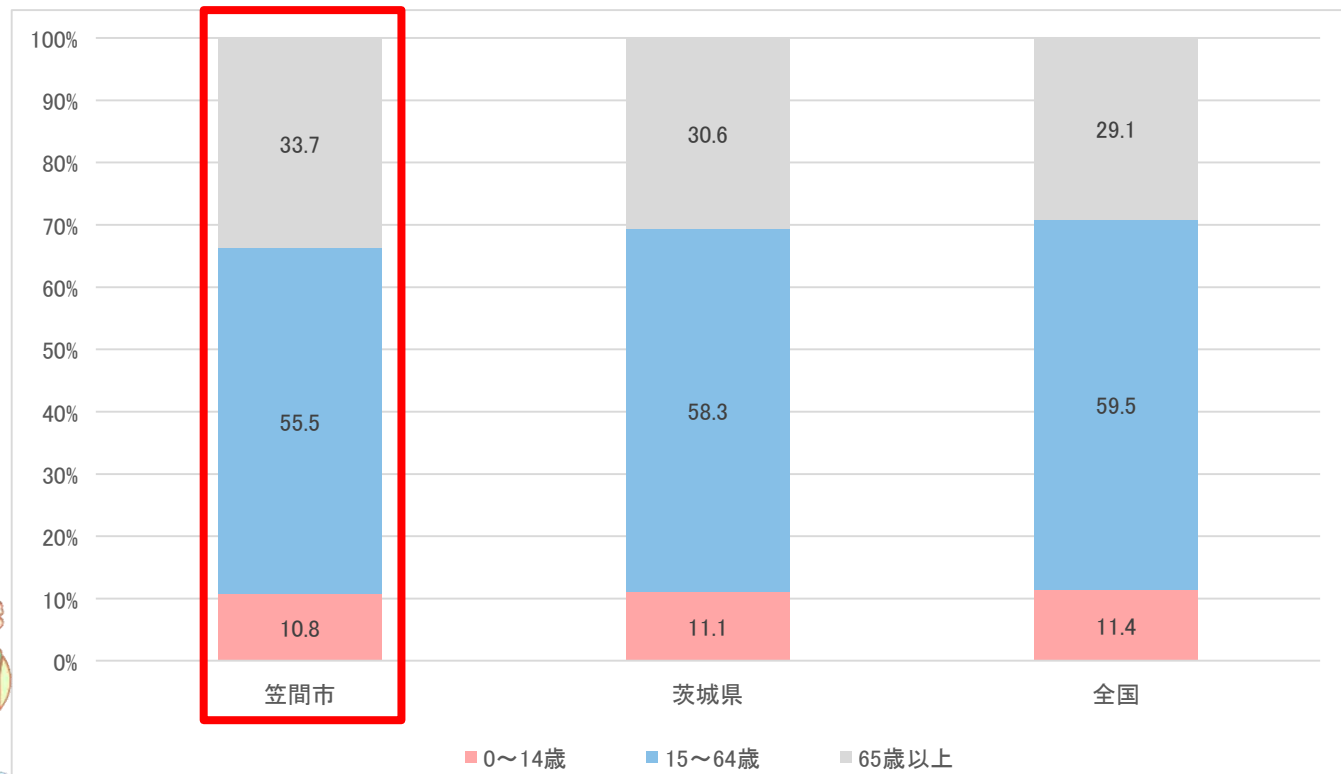
※資料：茨城県統計課「茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）」 ・ 統計かさま ・ 総務省統計局

R5 年齢別人口割合の比較



◆笠間市は、全国や茨城県と比較すると、65歳以上の高齢者人口割合が高い

令和5年10月1日現在



※資料：茨城県統計課「茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）」／統計かさま／総務省統計局HP

将来の人口予測



- ◆2020年国勢調査を基に将来の人口を予測
笠間市は2050年には、人口が5万人以下となる見込み

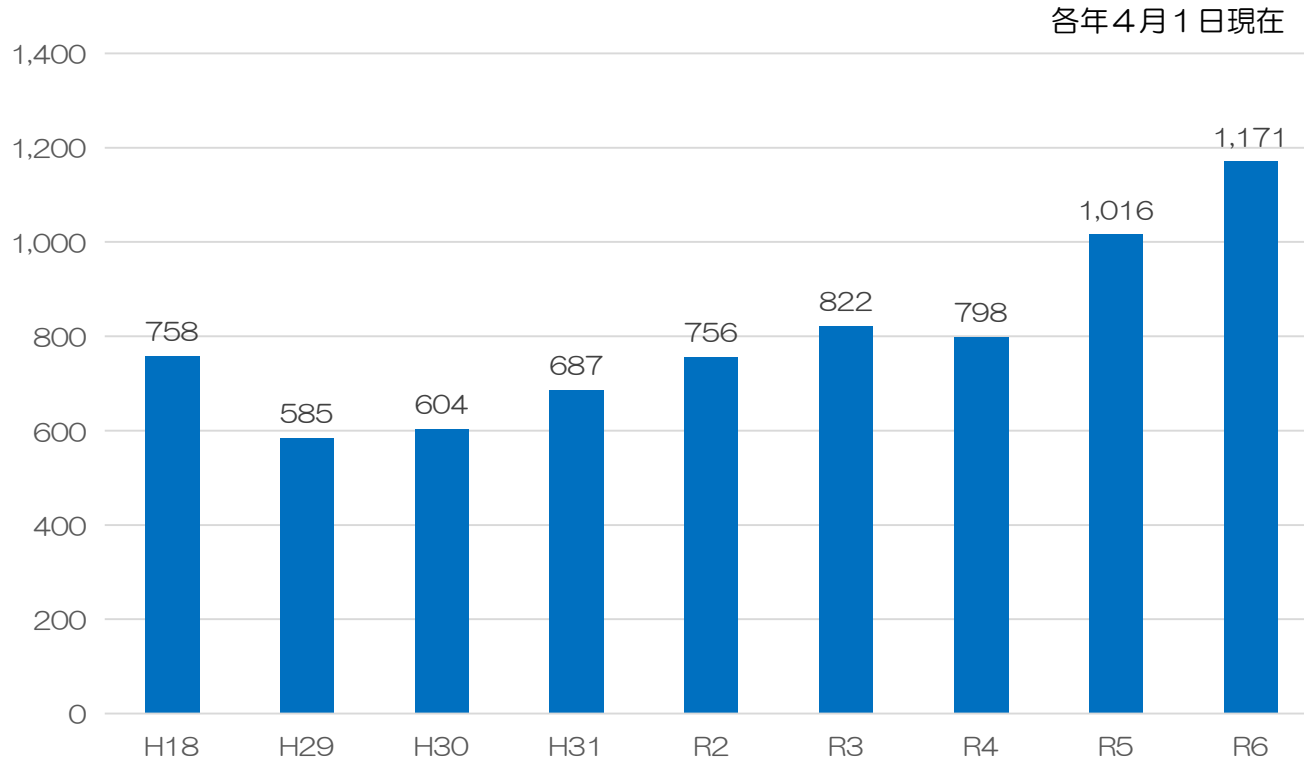
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
笠間市 人口	73,173	69,809	66,140	62,228	58,126	53,973	49,917
（再掲）0～14歳	8,245	7,189	6,156	5,412	4,994	4,598	4,181
（再掲）15～64歳	41,290	38,388	35,708	32,662	28,817	25,637	23,061
（再掲）65歳以上	23,638	24,232	24,276	24,154	24,315	23,738	22,675
（再掲）75歳以上	11,573	13,564	14,970	15,100	14,697	14,311	14,545
年齢別割合（0～14歳：％）	11	10	9	9	9	9	8
年齢別割合（15～64歳：％）	56	55	54	52	50	47	46
年齢別割合（65歳以上：％）	32	35	37	39	42	44	45
年齢別割合（65～74歳：％）	16	15	14	15	17	17	16
年齢別割合（75歳以上：％）	16	19	23	24	25	27	29

※資料：国立社会保障・人口問題研究所

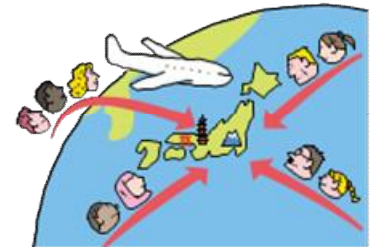
外国人数の推移



◆年々、外国人数は増加傾向



※資料：市民課「住民基本台帳人口」



みえる通訳

- ◆手話通訳のほか、13カ国語の外国語の同時通訳に対応
- ◆市役所本所・笠間支所・岩間支所に設置
- ◆災害時、避難所での活用も想定



以下のボタンより通訳ご希望の言語を押してください。

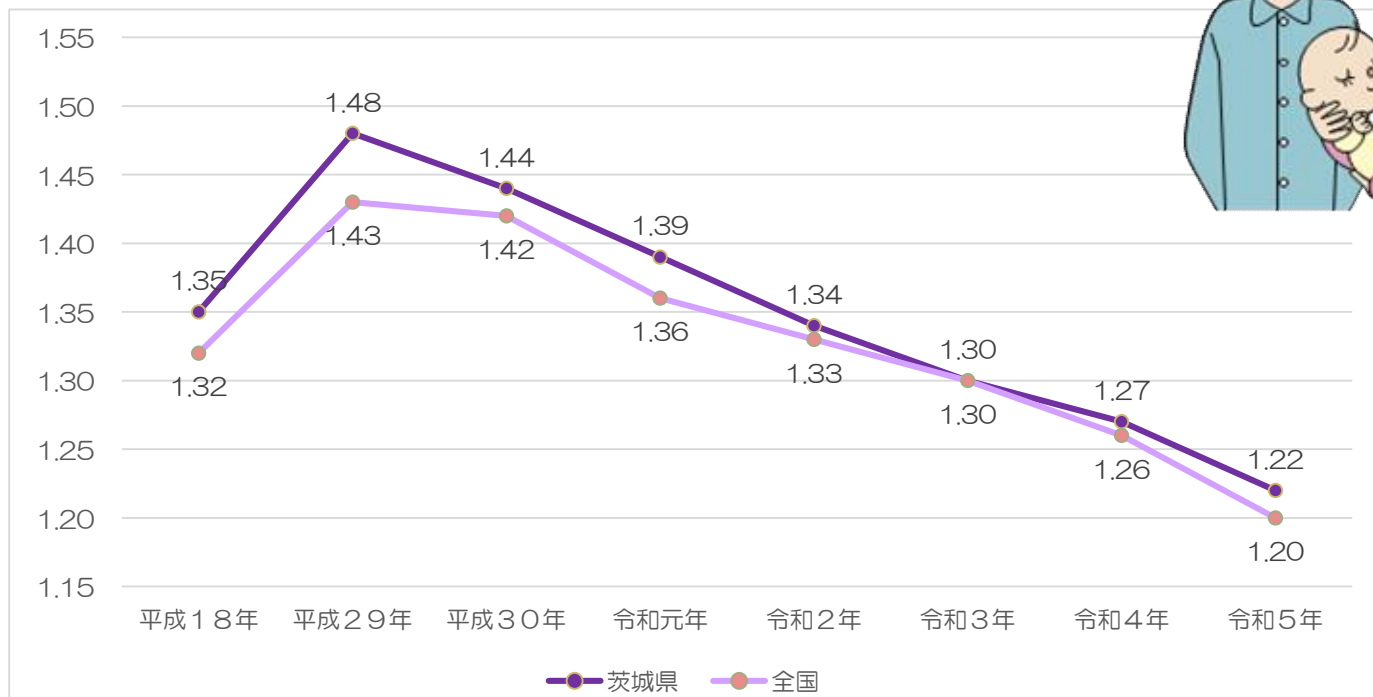


<p>24時間365日受付</p> <p>English 英語</p> <p>This button will connect us to an interpreter.</p>	<p>24時間365日受付</p> <p>中文 中国語</p> <p>现在连接视频翻译、请稍候。</p>	<p>24時間365日受付</p> <p>한국어 韓国語</p> <p>지금통역오퍼레이터에게접속하고있습니다연결될때까지잠시만기다려주세요</p>	<p>24時間365日受付</p> <p>português ポルトガル語</p> <p>Por gentileza, aguarde enquanto será direcionado a um dos operadores-intérpretes.</p>
<p>24時間365日受付</p> <p>español スペイン語</p> <p>Lo comunicaré con l operador traductor. Espere un momento, por favor.</p>	<p>365日10:00~20:00</p> <p>tiếng việt ベトナム語</p> <p>Tôi sẽ kết nối trực tiếp với tổng đài phiên dịch. Vui lòng đợi trong giây lát.</p>	<p>365日10:00~18:00</p> <p>ภาษาไทย タイ語</p> <p>ขณะนี้กำลัง โอนสายไปยังผู้แปลการอสักครู่ค่ะ</p>	<p>平日10:00~18:00</p> <p>русский язык ロシア語</p> <p>Идёт подключение к оператору-переводчику. Пожалуйста, дождитесь соединения.</p>
<p>平日10:00~19:00</p> <p>Français フランス語</p> <p>Cliquez ici pour établir une connection avec un interprète.</p>	<p>平日10:00~19:00</p> <p>Tagalog タガログ語</p> <p>Ang buton na ito ay mag-uugnay sa tagapagsalin.</p>	<p>平日10:00~18:00</p> <p>नेपाली भाषा ネパール語</p> <p>कृपया केही समय पर्खनुहोस अनुवादको लागि अपरेटर बोलाउने छौ।</p>	<p>平日10:00~18:00</p> <p>हिंदी ヒンディー語</p> <p>कृपया कुछ देर इंतजार करें अनुवादके लिए ऑपरेटरको बुलाएंगे।</p>
<p>平日10:00~18:00</p> <p>Bahasa Indonesia インドネシア語</p> <p>Penerjemah akan segera bersama dengan Anda. Harap tunggu sebentar.</p>	<p>365日8:00~20:00</p> <p>手話通訳 日本手話</p> <p>手話通訳者に接続いたします。少々お待ちください。</p>		



合計特殊出生率の推移

◆合計特殊出生率：15～49歳の女性がその年代で生む子どもの数で、一生のうちに1人の女性が生む子どもの数の指標

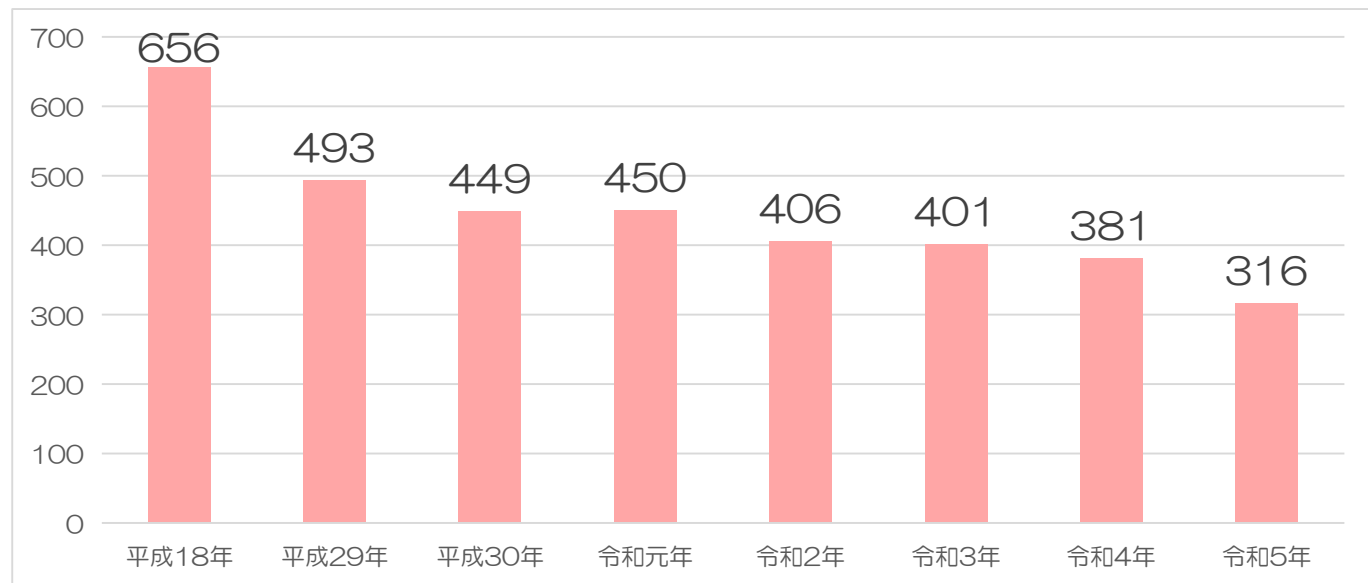


※資料：厚生労働省 人口動態統計

笠間市の出生数

- ◆平成18年：656人
- ◆令和5年：316人

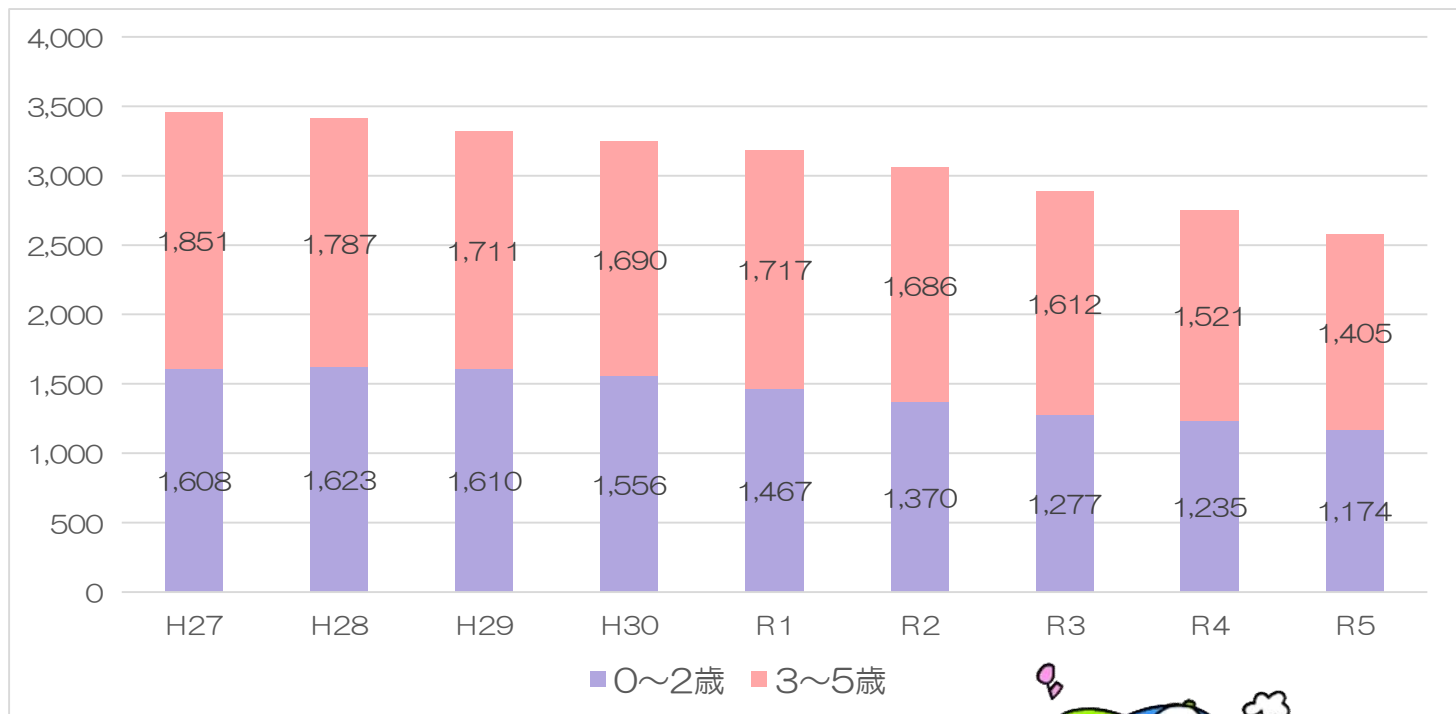
17年間で、出生数が半数以下



※資料：茨城県統計課



子どもの人数の推移



※資料：住民基本台帳



女性の就労傾向

◆笠間市の女性は、ほとんどの年齢層で、茨城県平均と比べ就労率が高い

	20～24歳	25歳～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
茨城県 女性	72.0	84.8	78.1	78.2	81.0	81.8	79.9
笠間市 男性	78.7	95.2	96.0	97.4	96.4	95.4	95.6
笠間市 女性	73.2	84.5	80.0	80.9	84.0	84.1	82.7

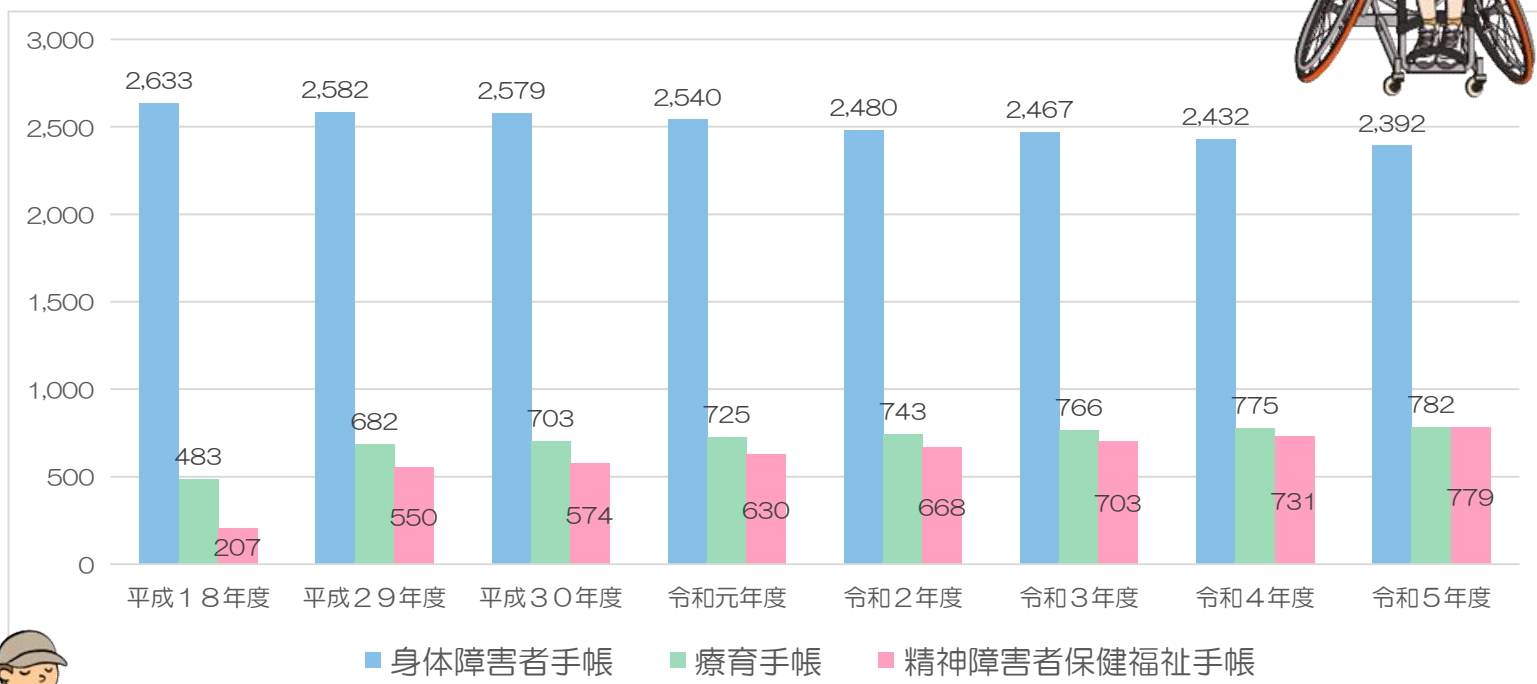
※資料：令和2年国勢調査



障害者手帳所持者数の推移

◆障害者手帳は、3種の手帳の総称

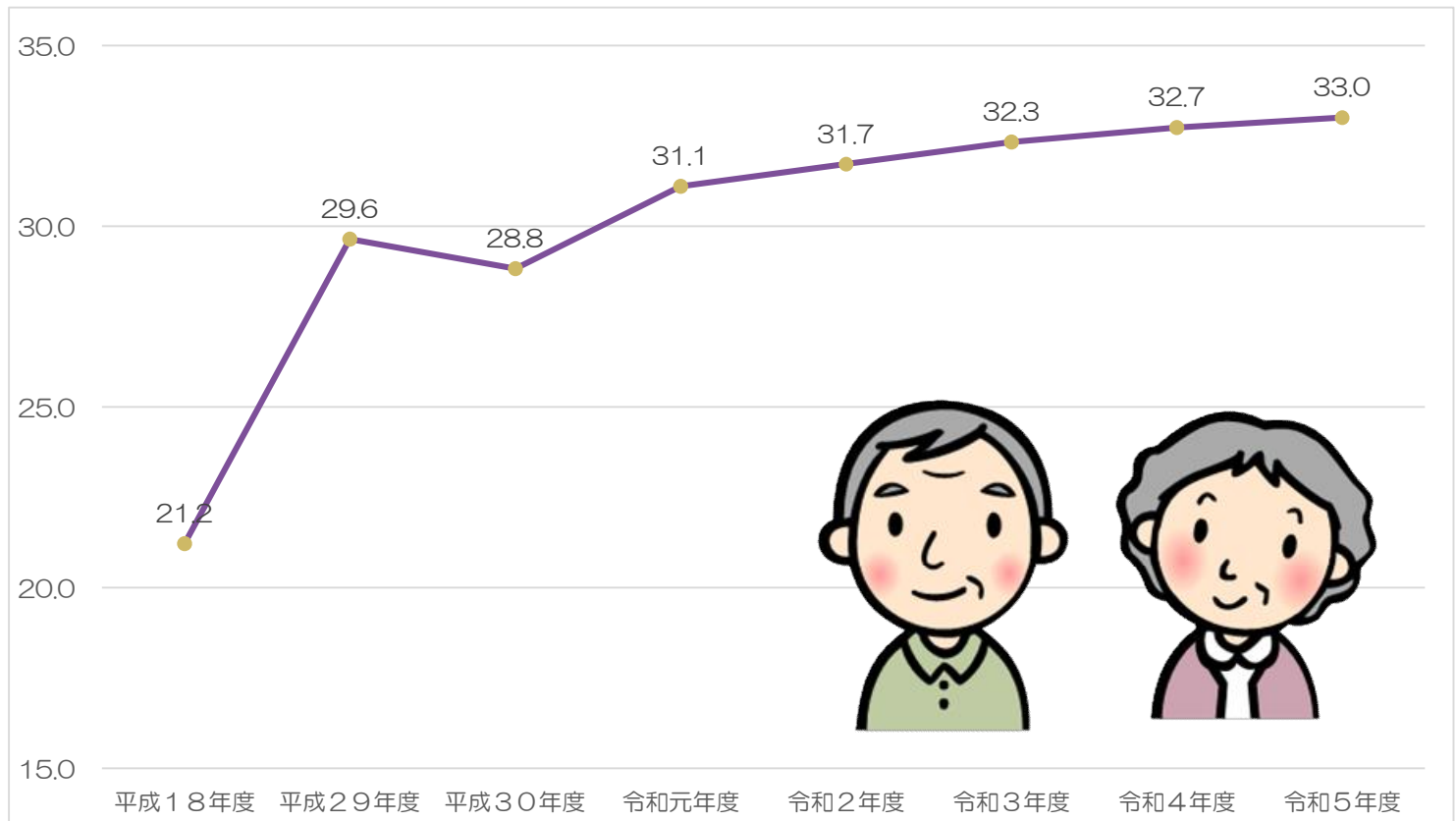
- 身体障害者手帳：身体機能に一定以上の障害がある場合
- 療育手帳：知的障害があると判定された場合
- 精神障害者保健福祉手帳：一定程度の精神障害の状態にある場合



※資料：社会福祉課

高齢化率の推移

- ◆高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口割合
- ◆平成18年度 21.2% 令和5年度 33.0% 年々、上昇している



※資料：高齢者福祉計画／住民基本台帳／茨城県HP「高齢化の指標」

高齢者人口一覽



高齢者人口等一覽（市・郡別）

令和7年10月1日現在

市町村名	総人口	高齢者人口	年齢不詳人口	高齢化率	高齢単身世帯	市町村名	総人口	高齢者人口	年齢不詳人口	高齢化率	高齢単身世帯
水戸市	265,768	72,115	7,606	27.9	14,351	茨城県	29,573	11,028	107	37.4	1,325
日立市	160,211	55,087	2,692	35.0	10,265	大洗町	14,481	5,112	186	35.8	912
土浦市	141,665	41,258	3,354	29.8	7,127	城里町	16,481	6,967	18	42.3	975
古河市	136,386	40,884	1,313	30.3	6,052	東茨城郡計	60,535	23,107	311	38.4	3,212
石岡市	68,391	23,953	1,545	35.8	3,268	東海村	37,645	9,608	394	25.8	1,368
結城市	48,462	15,372	473	32.0	1,899	那珂郡計	37,645	9,608	394	25.8	1,368
龍ヶ崎市	74,292	23,441	1,424	32.2	3,482	大子町	13,498	6,980	25	51.8	1,239
下妻市	41,107	12,284	713	30.4	1,445	久慈郡計	13,498	6,980	25	51.8	1,239
常総市	58,236	18,221	575	31.6	2,073	美浦村	13,485	4,721	28	35.1	690
常陸太田市	43,900	19,039	72	43.4	2,865	阿見町	50,637	13,771	858	27.7	1,994
高萩市	25,027	9,807	308	39.7	1,664	河内町	7,223	3,082	6	42.7	364
北茨城市	38,462	14,706	252	38.5	2,401	稲敷郡計	71,345	21,574	892	30.6	3,048
笠間市	70,282	23,830	879	34.3	3,353	八千代町	20,165	6,545	84	32.6	542
取手市	103,282	35,827	1,119	35.1	6,129	結城郡計	20,165	6,545	84	32.6	542
牛久市	83,082	25,707	1,132	31.4	3,274	五霞町	7,488	2,813	87	38.0	333
つくば市	263,044	49,145	17,762	20.0	5,635	境町	23,814	7,100	119	30.0	738
ひたちなか市	152,136	40,907	3,298	27.5	6,546	猿島郡計	31,302	9,913	206	31.9	1,071
鹿嶋市	63,891	20,936	1,169	33.4	3,391	利根町	15,026	6,656	14	44.3	939
潮来市	25,696	9,181	251	36.1	1,335	北相馬郡計	15,026	6,656	14	44.3	939
守谷市	70,111	17,173	353	24.6	2,036						
常陸大宮市	35,901	14,568	594	41.3	2,309	県計	2,791,231	852,794	55,195	31.2	125,596
那珂市	51,651	17,747	320	34.6	2,422	全国計	123,210,000	36,210,000		29.4	6,716,806
筑西市	96,481	32,103	960	33.6	3,892						
坂東市	50,519	15,972	529	32.0	1,616						
稲敷市	35,531	14,304	260	40.6	1,804						
かすみがうら市	38,260	12,829	73	33.6	1,565						
桜川市	35,543	13,655	135	38.6	1,522						
神栖市	93,388	23,388	867	25.3	3,509						
行方市	29,267	11,528	4	39.4	1,141						
鉾田市	43,699	15,210	585	35.3	2,159						
つくばみらい市	51,567	13,341	2,190	27.0	1,754						
小美玉市	46,477	14,893	462	32.4	1,893						
市部計	2,541,715	768,411	53,269	30.9	114,177						

令和2年10月1日時点の高齢単身世帯数 125,596

※ 県計：令和7年10月1日現在、県統計課「常住人口調査」による。
 ※ 全国計：5階級別推計人口概算値（令和7年10月1日）
 ※ 総人口には年齢不詳人口を含み、高齢化率は総人口から年齢不詳人口を除く。
 ※ 「高齢単身世帯数」は令和2年国勢調査による。

※資料：茨城県HP

要支援・要介護認定者の推移

- ◆要支援・要介護認定：介護サービスの必要度を判断するもの
- ◆高齢者人口の増加により、要支援・要介護認定者も増加

	被保険者数	区分							
		総数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成18年度	17,662	2,344	196	288	489	464	367	314	226
平成29年度	23,006	3,670	389	389	807	657	568	465	395
平成30年度	23,401	3,735	431	450	668	687	580	527	392
令和元年度	23,655	3,790	385	410	691	744	613	563	384
令和2年度	23,866	3,916	373	416	776	773	656	570	352
令和3年度	24,066	3,991	399	427	801	784	685	532	363
令和4年度	24,115	4,035	408	444	804	786	659	572	362
令和5年度	24,168	4,189	491	472	814	798	687	572	355



※被保険者のみ第1号被保険者数。その他は第2号被保険者を含む。

※資料：高齢福祉課「介護保険事業状況報告（年報）」

R6平均寿命と平均自立期間

◆平均自立期間：日常生活動作が自立している状態の平均的な期間
要介護度2以上を不健康として算出

◆笠間市民；男は1.4歳 女は3.1歳 介護が必要な期間がある



男	平均寿命	平均自立期間	差
笠間市	80.6	79.2	1.4
茨城県	80.5	79.3	1.2
国	81.1	79.7	1.4

女	平均寿命	平均自立期間	差
笠間市	86.4	83.3	3.1
茨城県	86.4	83.6	2.8
国	87.1	84.0	3.1



※資料：KDBシステムより

認知症高齢者数の推移



◆認知症高齢者の人数、高齢者人口に対する割合 増加

	認知症高齢者数(人)	高齢者人口に対する割合(%)
令和元年度	2,266	9.6
令和2年度	2,305	9.7
令和3年度	2,286	9.5
令和4年度	2,415	10.0
令和5年度	2,512	10.4

※資料：笠間市地域包括支援センター「認知症施策推進計画」



LINE



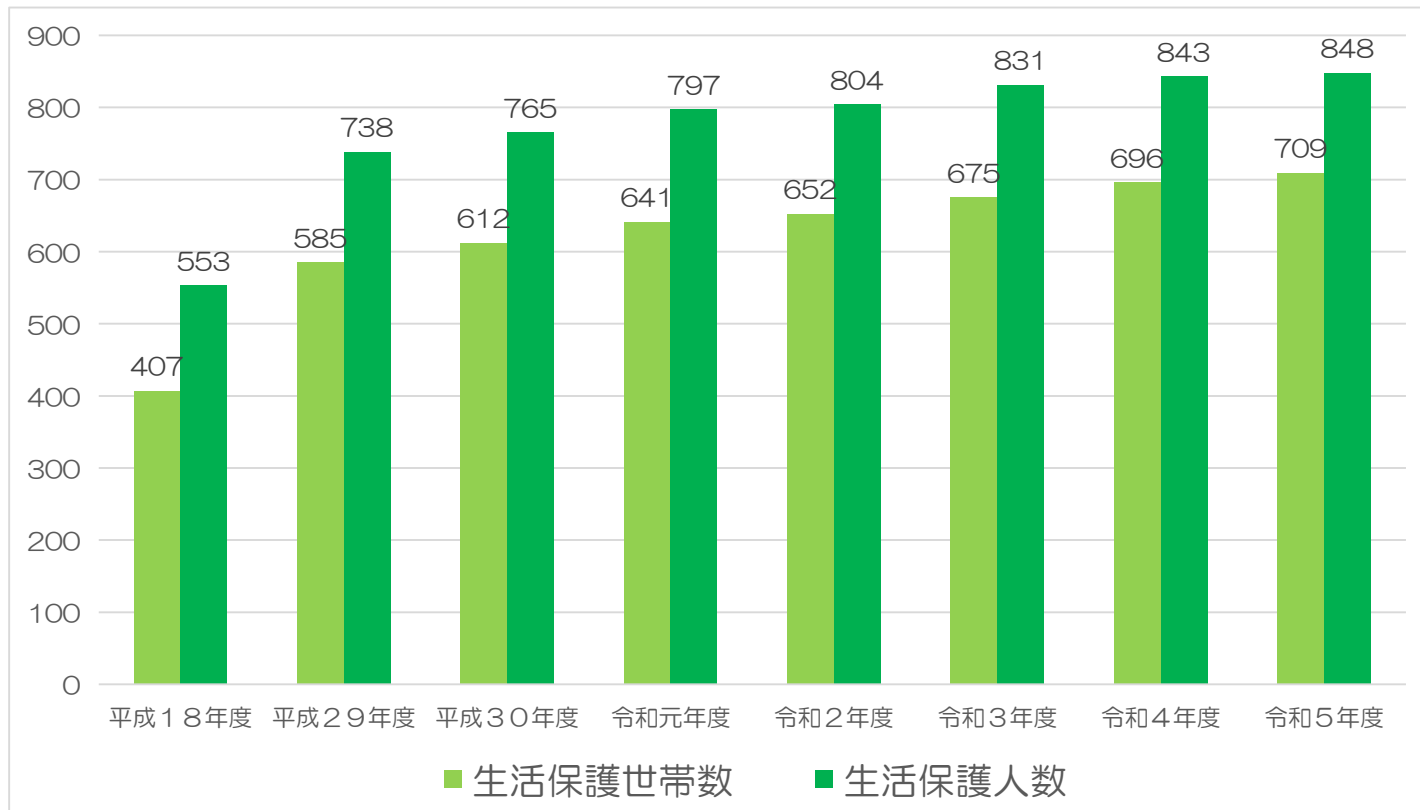
かさめ〜る

生活保護の推移

◆日本国憲法第25条

「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

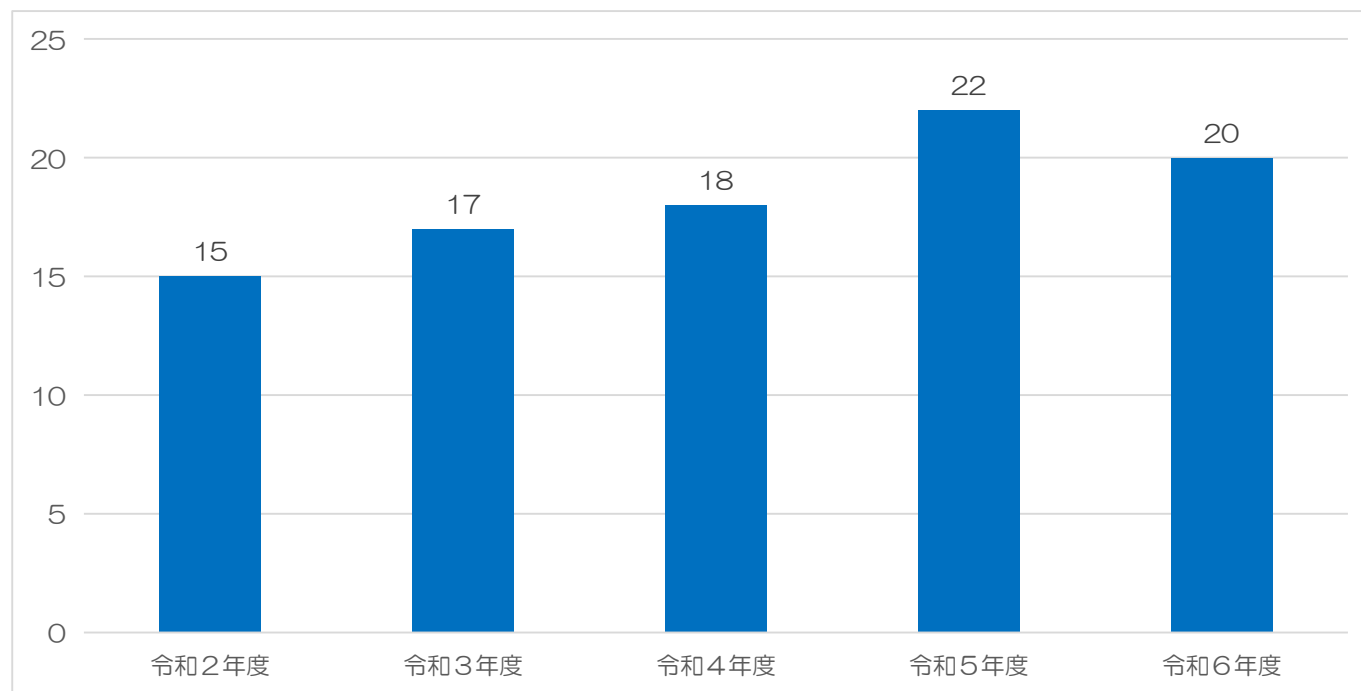
- ◆生活保護は、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ必要な保護を行う制度



※資料：社会福祉課

医療的ケア児

- ◆医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと
- ◆全国の医療的ケア児は、推計約2万人



※資料：基幹相談支援センター

- ◆医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年）
- ◆笠間市医療的ケア児支援に関する協議の場設置要綱（令和4年）

医療に関する制度

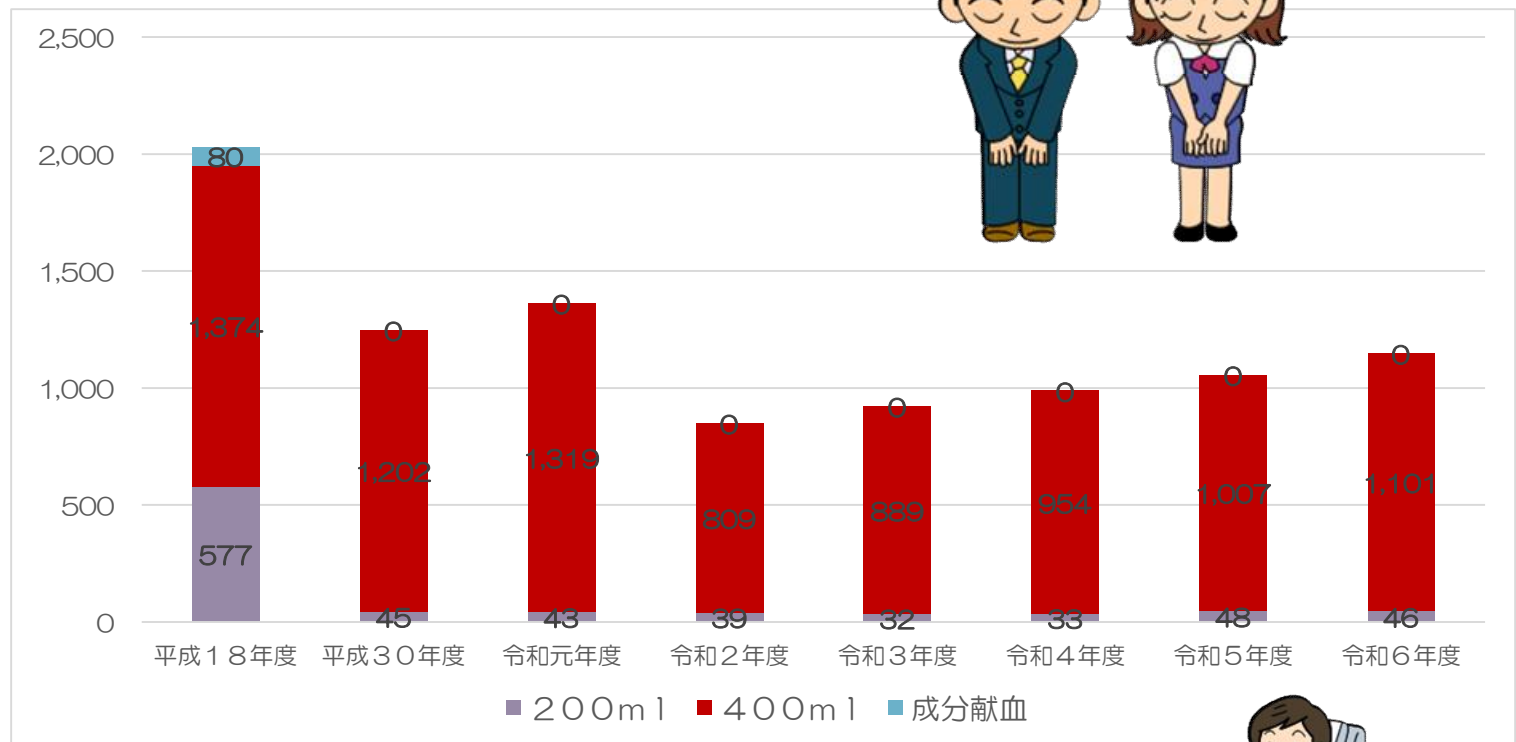


- ◆国民皆保険制度
全ての国民が何らかの公的保険に加入
(国民健康保険・社会保険・後期高齢者医療保険など)
- ◆高額療養費制度
月々の医療費の上限額が決定している
上限額以上支払ったとしても、後日返還される
- ◆医療福祉費支給制度 (マル福制度)
小児、妊産婦など医療福祉受給対象者の方に対し、
医療保険で病院などにかかった場合の一部を公費で
負担する制度



献血実施状況（笠間市）

- ◆ 少子高齢化に伴う若年層の献血者数減少、輸血を必要とする高齢者数の増加
- ◆ 県立中央看護専門学校は毎年2回献血実施
- ◆ 今後ともご協力をお願いします！！



※資料：健康医療政策課





笠間市の保健医療・福祉について (こどもを取り巻く環境)

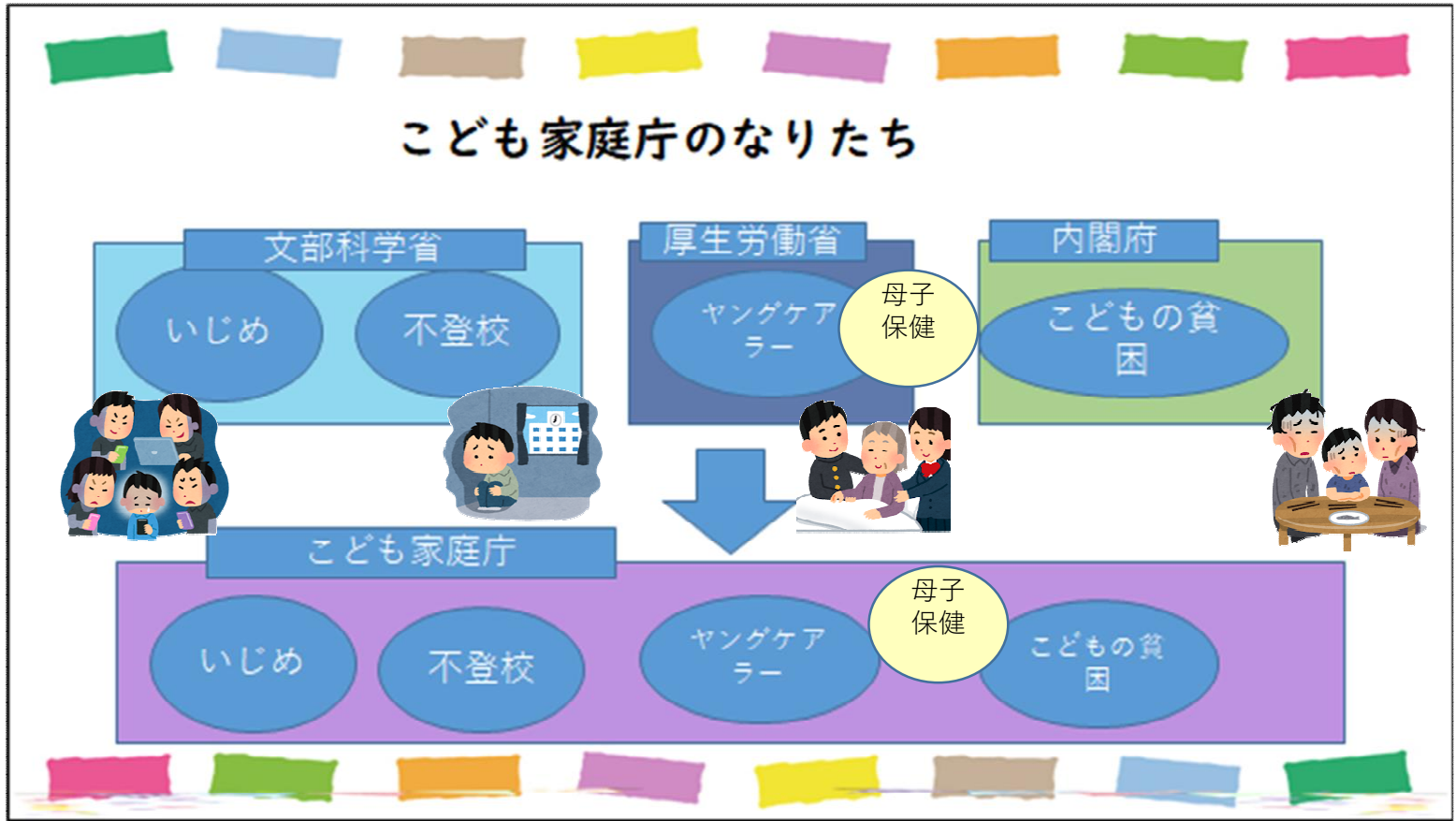
笠間市役所 こども部
こども育成支援センター長 矢野 郁子

今日お伝えすること

1. 子どもを取り巻く環境(国の動き)
2. 笠間市の現状
3. 笠間市の組織
4. 支援をする上で大切なことは



こども家庭庁のなりたち





子ども基本法

子ども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべての子どもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべての子どもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべての子どもは年齢や発達 の程度に応じて、
意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。





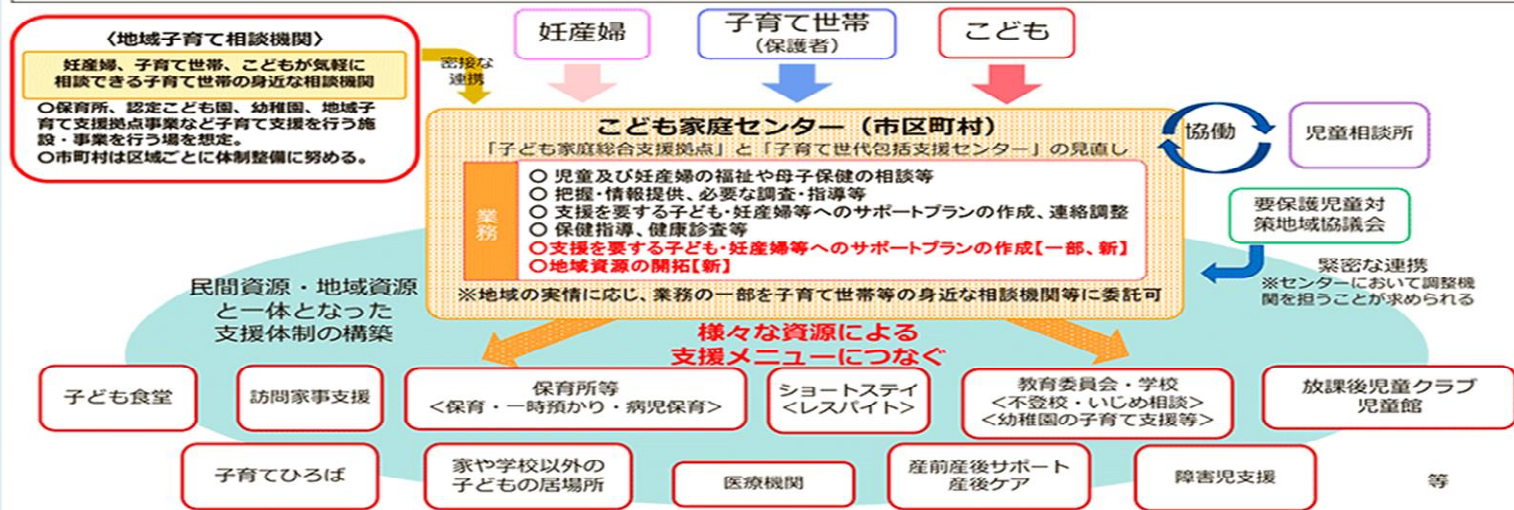


図表 2-1-2

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

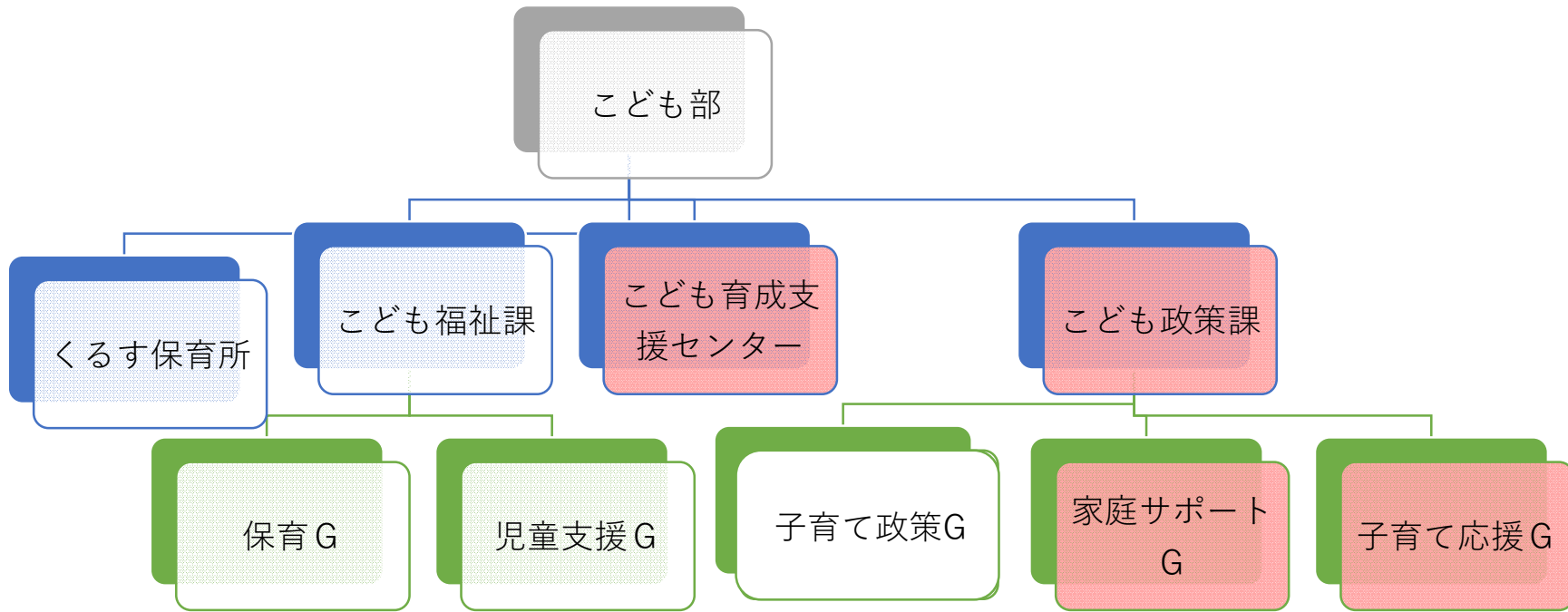
- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



資料：こども家庭庁作成



笠間市の組織





職種

こども政策課

子育て政策G

- ・助成事業に関すること
- ・情報発信に関すること
- ・こども計画、こども子育て会議に関すること
- ・こども食堂に関すること

事務職

家庭サポートG

- ・家庭支援事業に関すること
- ・要保護児童対策地域協議会に関すること
- ・児童福祉施設措置に関すること
- ・女性支援に関すること
- ・家庭児童相談に関すること

- ・社会福祉士
- ・保健師
- ・精神保健福祉士
- ・家庭児童相談員
- ・女性相談支援員

子育て応援G

- ・母子保健事業に関すること
- ・子育て包括支援事業に関すること
- ・プレコンセプションケアに関すること
- ・妊婦等包括相談支援事業に関すること



- ・保健師
- ・助産師
- ・公認心理師
- ・管理栄養士
- ・事務

事業概要より

こども政策課

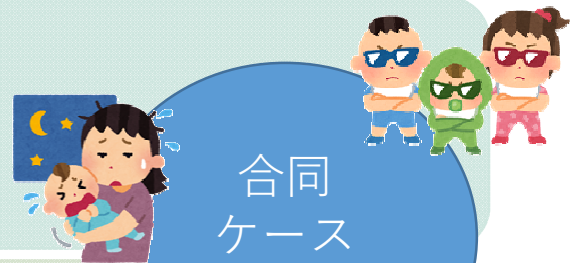
子育て政策G

- ・生殖補助医療費等助成事業・不育症検査、治療費助成事業・若年性がん患者等妊 性温存療法等助成事業
- ・妊娠、子育て専用HP（かさまぼけっと）、電子母子手帳
- ・こども計画の作成 こども子育て会議の運営
- ・こども食堂のサポート



家庭サポートG

- ・親子関係形成事業
- ・虐待対応
- ・DV相談
- ・要支援家庭への支援
- ・要体協ケース進行会議



合同
ケース
会議

子育て応援G

- ・母子健康手帳の交付・妊婦面談
- ・新生児訪問・乳児全戸訪問指導事業
- ・かさまマ、かさパパサロン マタニティクラス
- ・1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児健康診査



こども政策課



ケース概要

【家族状況】

A子（30歳）：主婦。20歳から出産し、5人の母。

B夫（30歳）：会社員。転職が多い。こども送迎等はまめに行う。

Cちゃん（10歳）：小学生

Dくん（8歳）：小学生

Eちゃん（6歳）：幼稚園（年長）

Fくん（4歳）：幼稚園（年少）

Gちゃん（1歳）：在宅

* 学校や幼稚園の月謝は遅れがち。

* 予防接種や幼児健診は、勧奨されれば実施する様子

* 両親とも実家との関係が悪く、支援者はいない。

Gちゃんの1歳6ヶ月児健診の未受診のため訪問。母と面談するが、体調不良でかつなんとなくおなかが大きい様子。



確認すること

支援者は？

金銭的な心配は
ある？

1. A子さんが妊娠している可
能性がある

こどもたちはど
うする？

新生児を迎える
準備ができている？

本当に妊娠しているの？
母子手帳を取りに来ない理
由は？

支援について

1. A子さんが妊娠している可能性がある



安心して出産・子育てを行うことができる

経済的支援

- ・ 妊婦のための支援給付金
- ・ 妊産婦健康診査の補助
- ・ 出産育児一時金

人的支援

- ・ 産前・産後保育の利用
- ・ 子育て短期事業
- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 産後ケア事業

精神的支援

- ・ **相談支援（産前、産後・父や子たちも含め）**





こども育成支援センター

基本方針

笠間市こども育成支援センターは、地域の中核的な総合支援機関として、保健・福祉・教育の人材と機能を集約し、成長や発達に気になるお子さんに対して、0～18歳までのライフステージに応じた、きめ細かく切れ目のない支援を行います。

ワンストップの相談支援体制

総合相談

保護者やお子さんに関係する方からの、成長や発達に関する不安や悩みについて、各分野の専門家が相談に応じます。状況に合わせて、発達検査を実施し支援、指導の助言をします。

お気軽にご相談ください

TEL 0296-73-4711

WEB 0296-73-4711

受付時間 8:30-17:15

受付時間 24時間

専門家がお子さんと保護者を支援

- 公認心理師
- 臨床心理士
- 臨床発達心理士
- 保育士
- 社会福祉士
- 言語聴覚士
- 保健師
- 教員
- 作業療法士
- 児童発達支援管理責任者
- 幼稚園教諭
- 特別支援連携コーディネーター
- スクールソーシャルワーカー



特性に応じた 質の高いサービスの提供

お子さんの成長・発達を促す教室 親子フォローアップ

「つくしんぼ教室」

小集団指導をとおり、言葉の基礎や人と関わる力を育てます。

対象年齢 1歳ごろ～4歳(年中)

「さくらんぼ教室」

個別指導により、聞く力や学ぶ力を育てます。

対象年齢 4歳～6歳(年中～年長)

児童福祉法に基づき、通所支援サービスを行います

児童発達支援事業所

「まるん」

児童発達支援

小集団指導や個別指導により、集団生活への適応を高めます。

対象年齢 1歳～6歳(就学前)

保育所等訪問支援

お子さんが通う施設を訪問し、指導や助言を行い集団生活への適応を高めます。

対象年齢 1歳～18歳

個別、小集団での指導 「さくら教室」

お子さんの現状の困難さや、特性に合わせて、読み書きの指導やアンガーマネジメントなどを実施します。

対象年齢 小学生・中学生

不登校支援

教育支援室 「ここから」

児童・生徒に対して、在籍校と連携を回り、学校生活への不安の解消、社会自立を目的とし、カウンセリング、学校支援、集団・体験活動を行います。引きこもり等の予防のための学校訪問も実施します。

対象年齢 小学校1年生～高校3年生

TEL 0296-78-9151(直通)

人を育て、地域の支援力の向上

巡回相談

幼児施設

教育・保育施設などを巡回し、支援を必要とするお子さんが適切な支援を受けることができるように、指導者に助言します。

小・中・義務教育学校・高等学校

市内の小・中・義務教育学校をスクールソーシャルワーカー・特別支援連携コーディネーター等が定期的に巡回し助言します。市内の高等学校については、要請に応じて巡回を実施します。

研修

市民向け講演会

成長や発達に気になるお子さんを地域で支えるための理解の推進を図ります。

保護者向け研修会

小グループでペアレントトレーニングやアンガーマネジメント、お子さんの特性理解等の学びの場を提供します。

※その他ニーズに応じて研修会を企画します。

講師派遣

要請に応じてセンター職員を講師として派遣



共に支え合い、すくすくのびのび、育てるまちへ

こども育成支援センター

職種

相談支援事業

- ・ 総合相談
- ・ 園に巡回相談（16カ所）
- ・ 医師による発達相談
- ・ 言語聴覚士による発達相談
- ・ 発達検査

- ・ 保健師
- ・ 公認心理師
- ・ 保育士
- ・ 幼稚園教諭
- ・ 教員
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士

育成支援事業

- ・ 親子通園事業
- ・ 児童発達支援事業
- ・ 小中学生向けの個別、小集団指導
- ・ペアレントトレーニング
- ・ 各種研修会

笠間市の保健医療・福祉について

笠間市役所 保健福祉部 健康医療政策課

今回お話しすること

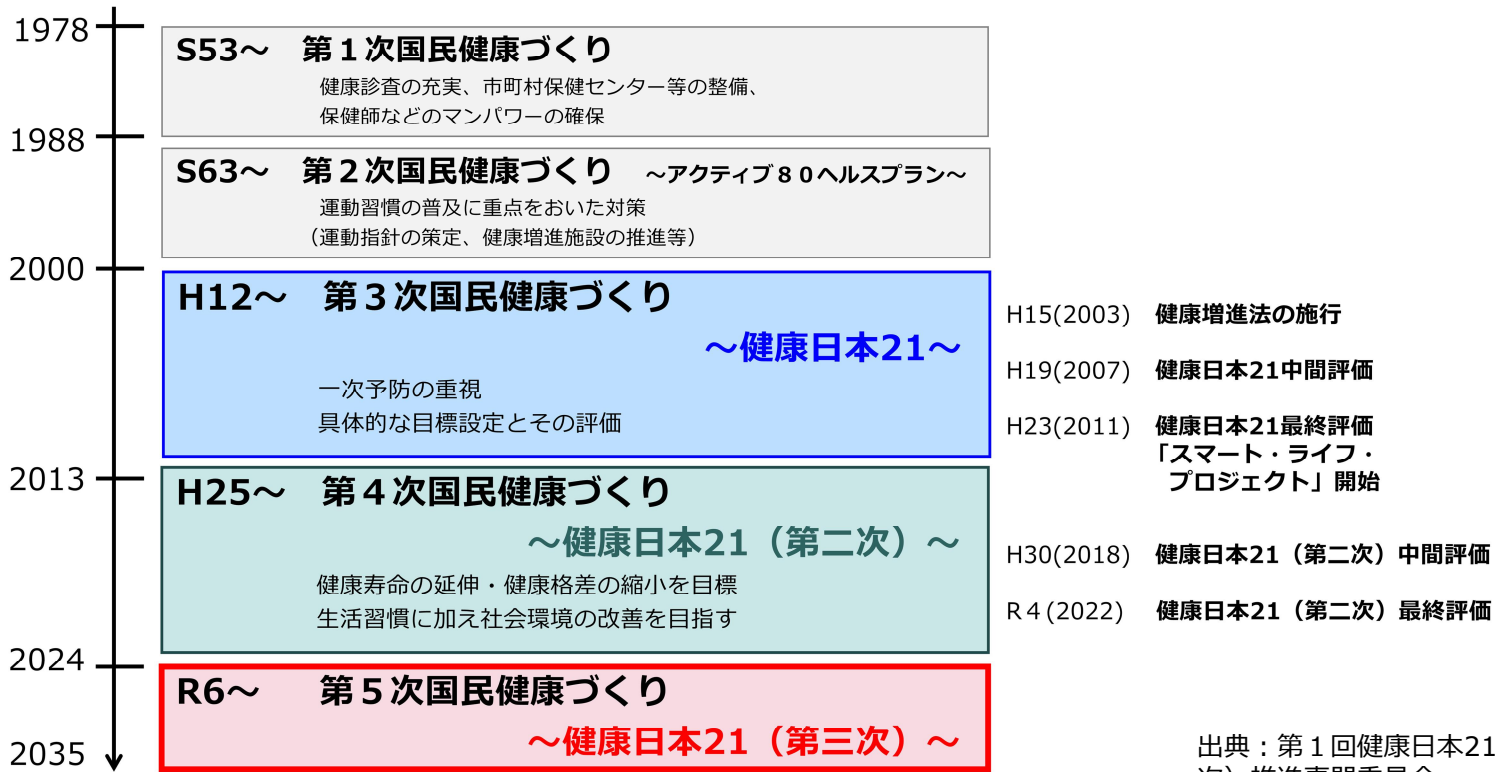
健康医療政策課

- 1, 市が健康づくりをする理由
- 2, 健康づくり計画からの市の役割



我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。

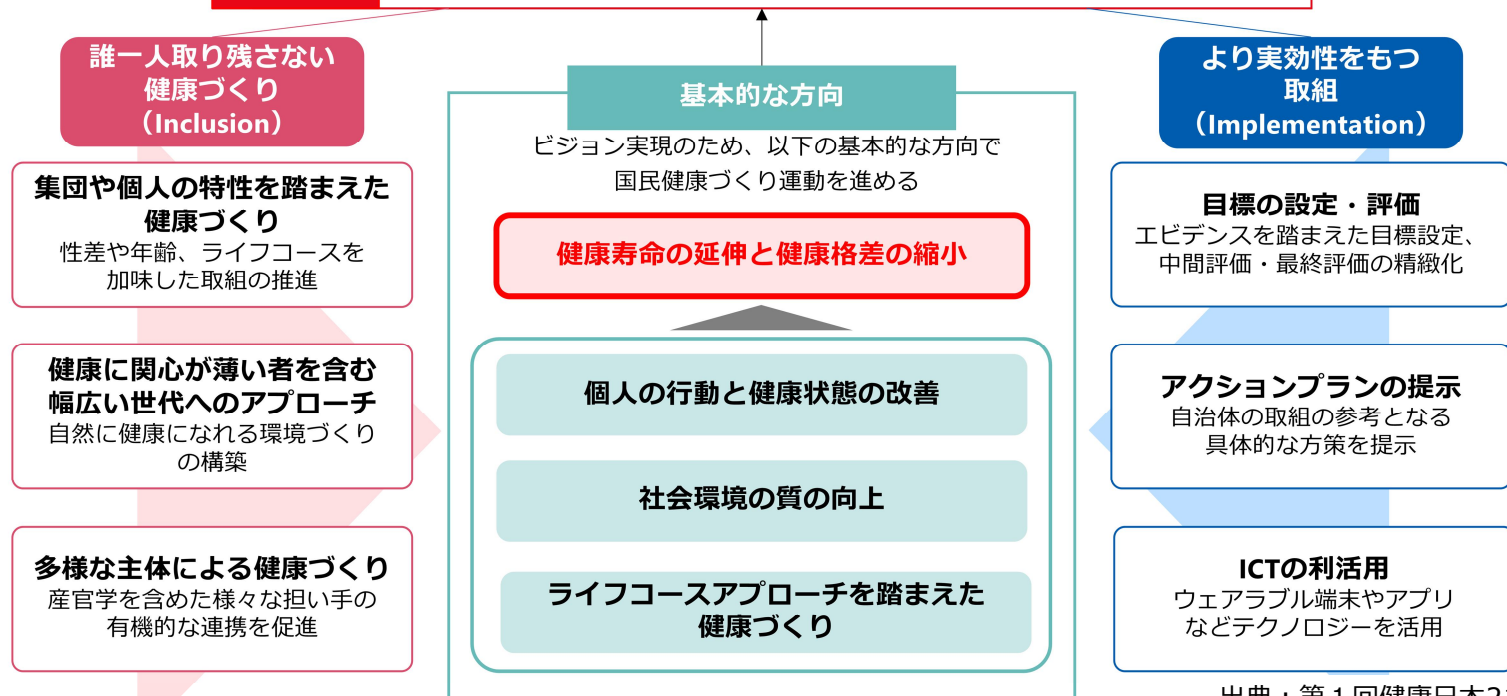


出典：第1回健康日本21（第三次）推進専門委員会

健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

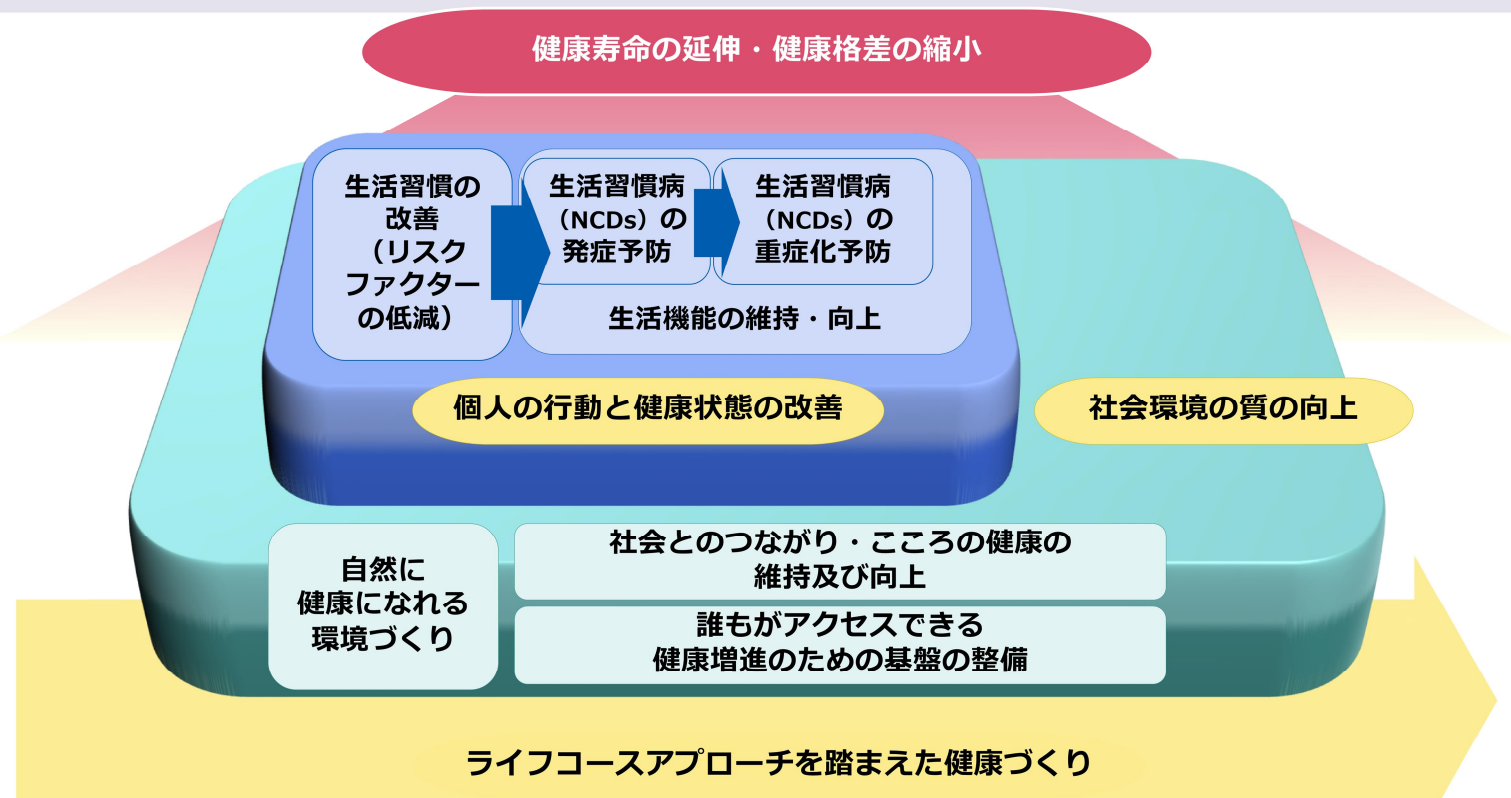


※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

出典：第1回健康日本21（第三次）推進専門委員会

健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



保健

● 職域保健

- ◆ 労働者の健康管理

● 医療保険者による保健

- ◆ 特定健康診査

● 学校保健

● 環境保健

● 広域保健

- ◆ 検疫
- ◆ 医療従事者の身分法

など

地域保健

対人保健

- 健康増進法
- 感染症法、予防接種法
- 母子保健法
- 精神保健福祉法
- その他
 - ◆ 難病医療法、がん対策基本法、
肝炎対策基本法 など

● 地域保健法

- ◆ 基本指針
- ◆ 保健所等の設置
- ◆ 人材確保

対物保健

- 食品衛生法
- 興行場法などの業法
- 水道法
- 墓地埋葬法
- その他
 - ◆ 狂犬病予防法、薬事法、
ビル管法、生衛法 など

医療

- 医療法
 - ◆ 病院の開設許可
 - ◆ 医療計画
- 薬事法
- 医療従事者の身分法
- 高齢者医療確保法
- がん対策基本法
- 医療観察法

など

福祉

- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 介護保険法
- 障害者総合支援法
- 発達障害者支援法
- 精神保健福祉法
- 老人福祉法

など

日本の健診（検診）制度の概要

全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

（乳幼児等）
妊婦・出産後1年・
小学校就学前

母子保健法

【対象者】1歳6か月児、3歳児

【実施主体】市町村 **<義務>**

※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

児童生徒等

学校保健安全法

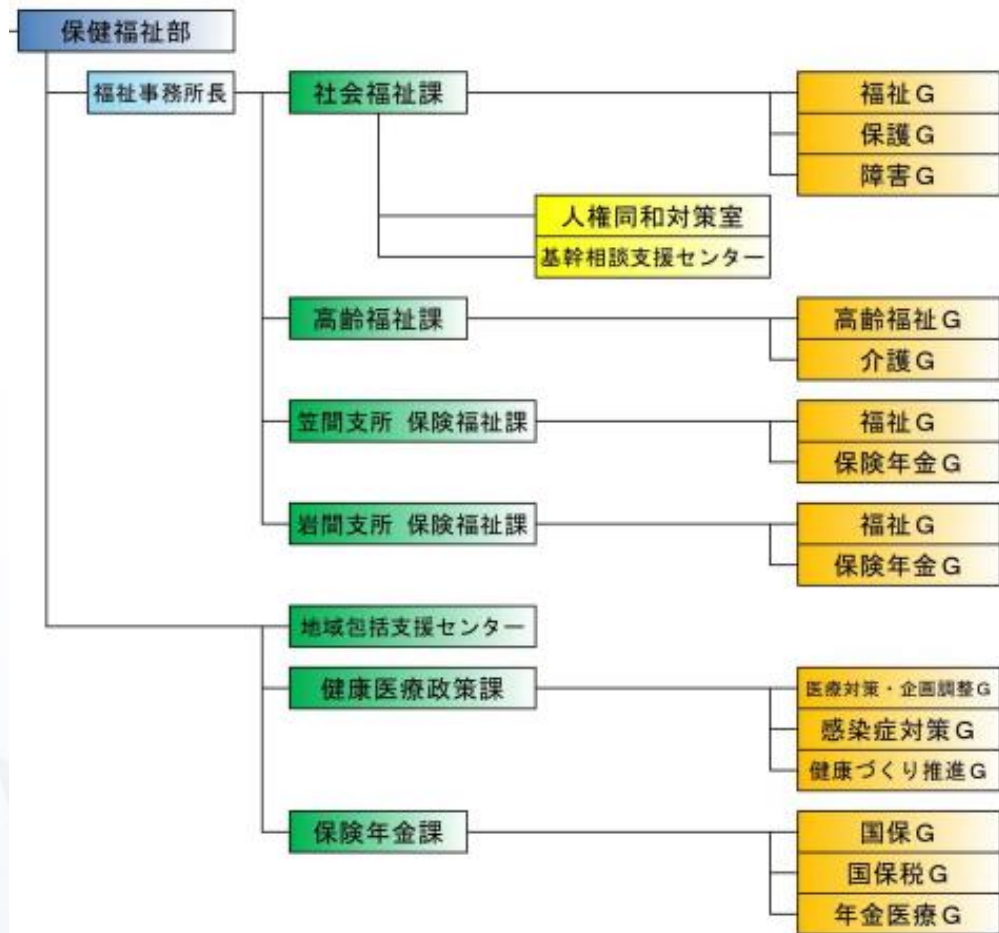
【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時の健康診断については小学校入学前の者

【実施主体】学校（幼稚園から大学まで） **<義務>**

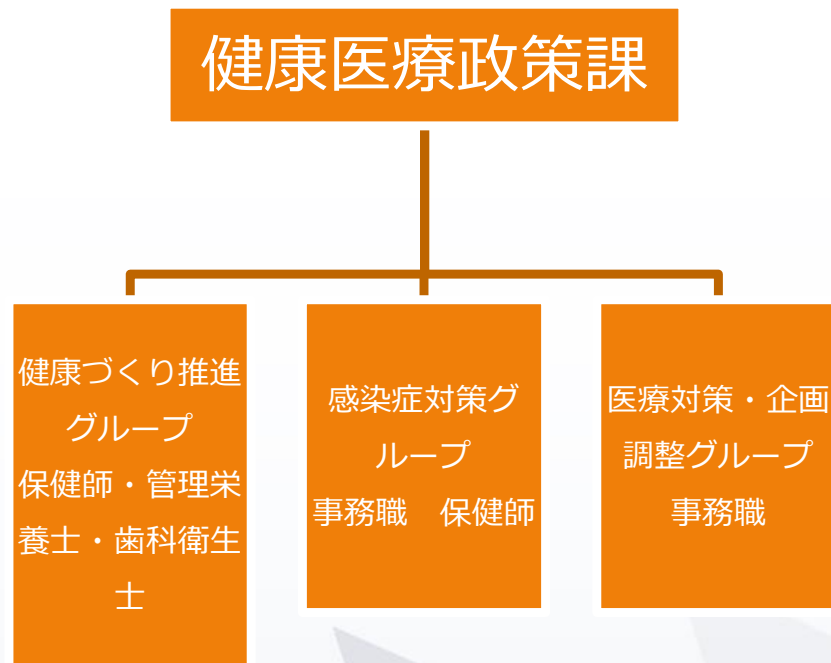
	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他	
39歳	医療保険各法 （健康保険法、国民健康保険法等） 【対象者】被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者<努力義務>	労働安全衛生法 【対象者】常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり 【実施主体】事業者 <義務> ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施 ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。	健康増進法 【対象者】住民 （生活保護受給者等を含む） 【実施主体】市町村<努力義務> 【種類】 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・がん検診 （胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診） ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導 	
40歳～74歳	高齢者医療確保法 【対象者】加入者 【実施主体】保険者 <義務>		特定健診	
75歳	高齢者医療確保法 【対象者】被保険者 【実施主体】後期高齢者医療広域連合<努力義務>			

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が**任意**で実施や助成を行っている。

笠間市 保健福祉部 組織図



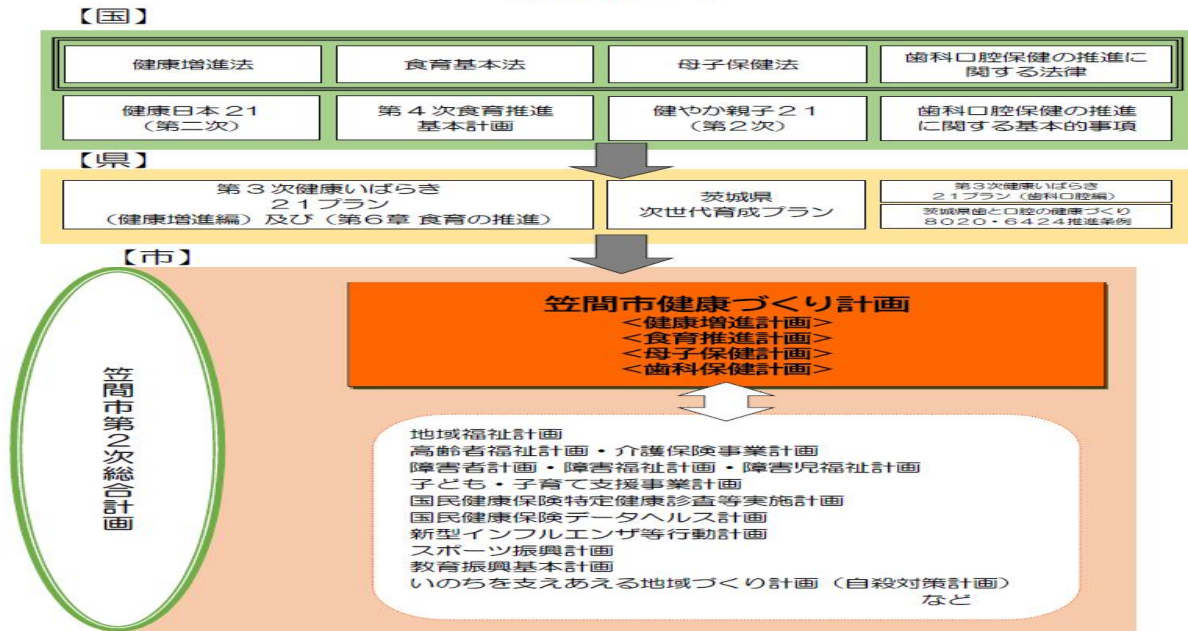
健康づくりを推進しているところ



- 健診計画、健診実施、健診後の事後指導、健康向上の啓発
- 感染症対策のこと、予防接種のこと
- 医療施設の計画・整備、健康づくり計画策定・評価

笠間市健康づくり計画

【計画の位置づけ】



笠間市健康づくり計画

健康課題

健康づくり 支援対策

多くの市民は健康に関心を持っていますが、意識があっても実践につながっていない、継続しにくい状況が見受けられます。また、生活習慣病の発症・重症化に影響を及ぼす有病率は高い状況にあります。

食育推進 活動

年齢層によって差があるものの、多くの市民は健康づくりにおいて「栄養・食事」への関心を持っていますが、実践につながっていない状況が見受けられます。

子育て 支援

子どもの出生数が減る傾向にある中で、地域のつながりは希薄となり、保護者（親）は育児不安やストレスを感じながら子育てをしています。日頃の保健活動の中でも、「関わり方を知らない」、「育てにくさを感じる」等の声が聞かれます。

生涯の 健口づくり

歯と口腔の健康に対する意識は高まってきていますが、早期発見・早期治療につながる「歯科検診」などの受診に結び付いていない状況が見受けられます。

笠間市健康づくり計画

■ 施策体系 ■

基本理念

みんな元気に 健康かさま

基本目標

施策の方向

基本目標1

市民が自ら自立した生活を目指し、健康づくりに取り組めるよう支援します
【健康増進計画】

- 1) 生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の充実
- 2) 休養・こころの健康支援
- 3) 適正飲酒・喫煙対策の推進

基本目標2

「食べる力」は「生きる力」 みんなで育む食育の環（わ）を広げます
【食育推進計画】

- 1) 望ましい栄養・食生活習慣の確立支援
- 2) 学校・保育所（園）等における食育の推進
- 3) 地域の食育・食文化の推進

基本目標3

すべての妊産婦が、すべての親と子が、健やかに生活できる地域を目指します
【母子保健計画】

- 1) 安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化
- 2) 乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化
- 3) 学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進
- 4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

基本目標4

いつまでもおいしく食べるために“健口づくり”を推進します
【歯科保健計画】

- 1) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの推進
- 2) 定期的な歯科検診等の受診が困難な者への歯科口腔保健の推進
- 3) 歯科口腔保健を推進するために必要な知識の普及・啓発

市民の健康づくりを支援し、健康を守るための計画の推進に向けた取組

- 取組1) 健康に関する情報提供と健康づくり環境の充実
- 取組2) 安心できる地域医療の確保
- 取組3) 連携及び協力体制の維持
- 取組4) SDGs（持続可能な開発目標）とDX（デジタルトランスフォーメーション）への取組
- 取組5) 計画の点検・評価

笠間市健康づくり計画

基本目標 1

市民が自ら自立した生活を
目指し、健康づくりに取り
組めるように支援します

施策の方向

1. 生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の充実
2. 休養・心の健康支援
3. 適正飲酒・喫煙対策の推進

笠間市健康づくり計画

基本目標 1

主な施策・事業

施策 1

健康診査・がん検診

健康教育

健康相談

重症化予防

施策 2

こころの相談

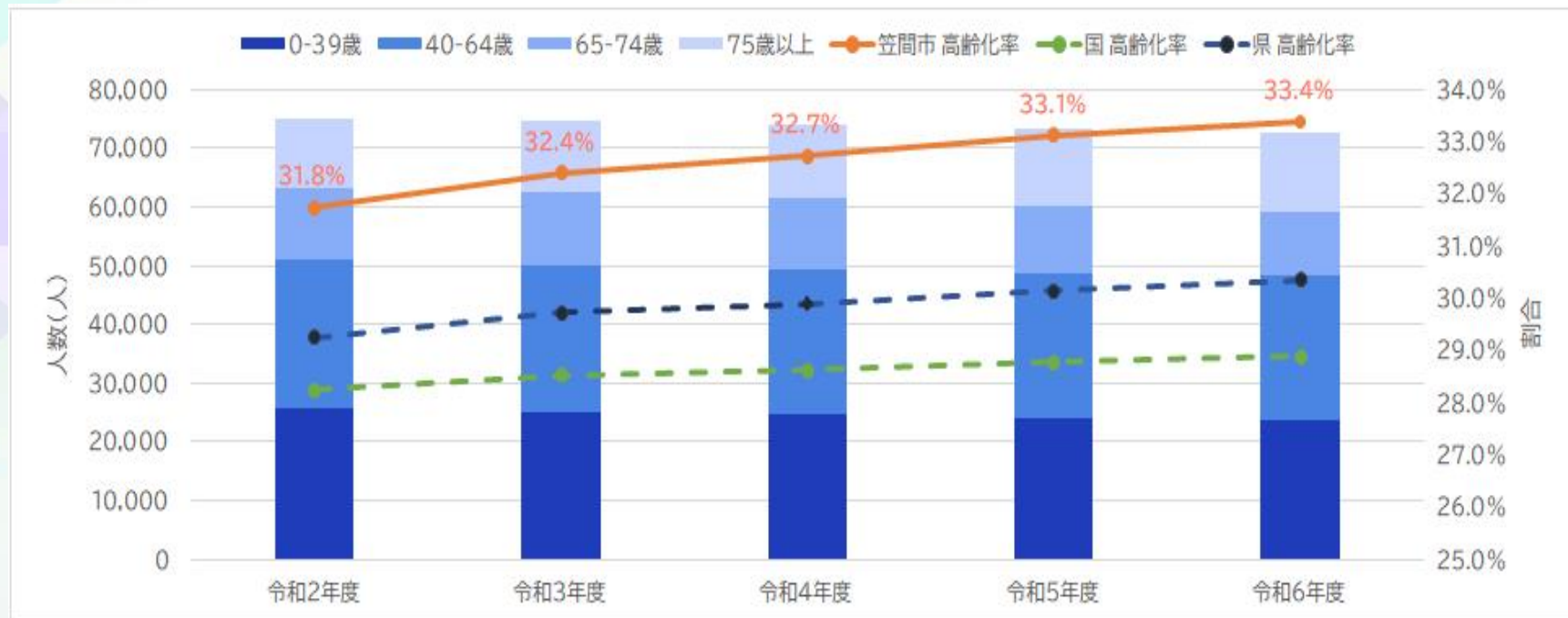
こころの健康教育等

施策 3

適切な情報の普及啓発

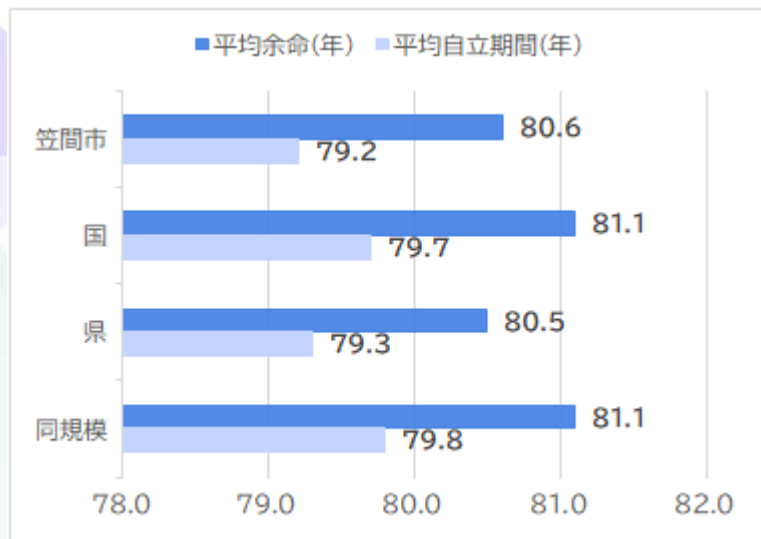
禁煙・飲酒に関する支援

笠間市の人口の変化と高齢化率

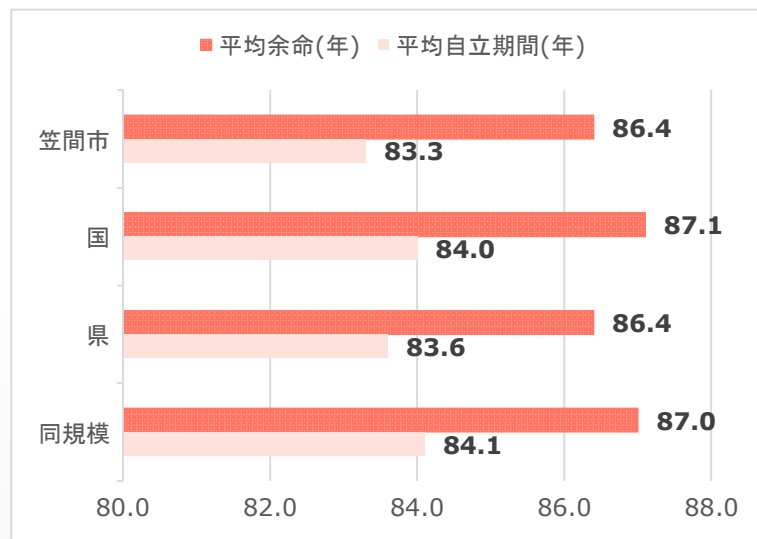


笠間市の平均余命・平均自立期間

- 男性の平均余命・平均自立期間

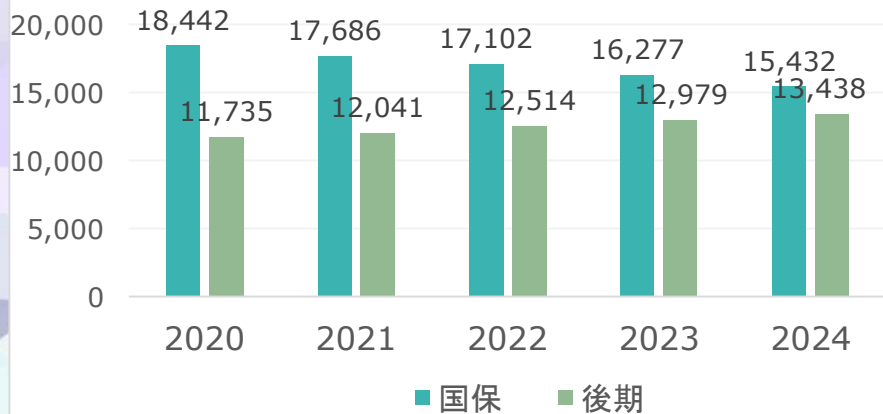


- 女性の平均余命・平均自立期間

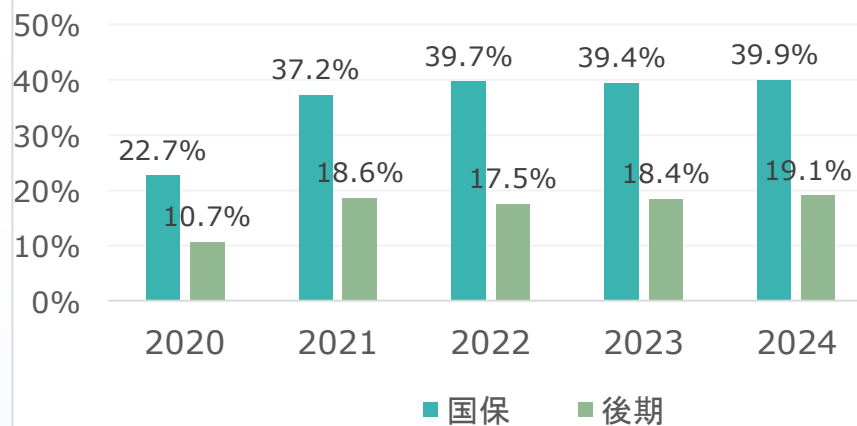


笠間市国民健康保険加入者の検診受診状況

被保険者数 市町村経年比較 (人)

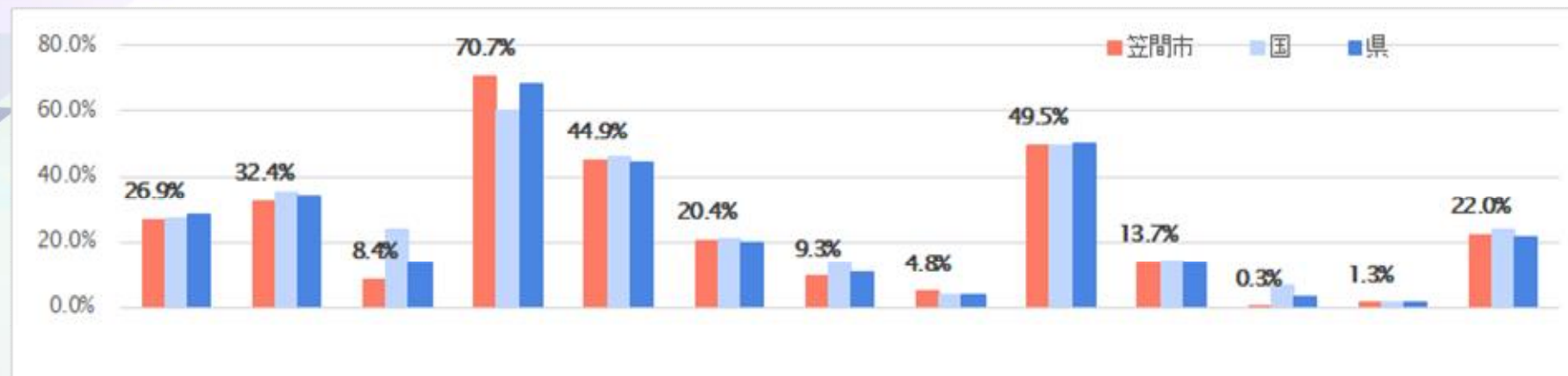


健診受診率 経年比較 (%)



令和6年度特定健診受診者における有所見者割合

	BMI	腹囲	空腹時 血糖	HbA 1c	収縮期 血圧	拡張期 血圧	空腹時 中性脂肪	HD L-C	LDL -C	ALT	尿酸	血清ク レアチ ニン	eGFR
笠間市	26.9%	32.4%	8.4%	70.7%	44.9%	20.4%	9.3%	4.8%	49.5%	13.7%	0.3%	1.3%	22.0%
国	27.0%	35.3%	24.0%	60.1%	46.0%	20.9%	13.3%	3.7%	49.4%	14.0%	6.8%	1.4%	23.7%
県	28.2%	34.1%	13.4%	68.1%	44.0%	19.6%	10.6%	4.0%	49.8%	13.7%	3.1%	1.3%	21.2%



糖尿病予防に関する事業

糖尿病予防講座

糖尿病予防教室

糖尿病重症化予防
教室

要精密者訪問

要精密者通知

笠間市健康づくり計画

基本目標 2

「食べる力」は「生きる力」みんなで育む食育の環（わ）を広げます

施策の方向

1. 望ましい栄養・食生活の確立支援
2. 学校・保育所（園）等における食育の推進
3. 地域の食育・食文化の推進

笠間市健康づくり計画

基本目標 2

主な施策・事業

施策 1

若い世代への食育
推進

乳幼児健診・相談
事業等による食育
推進

調理体験による食
育推進

ヘルスリーダーに
よる健康づくり活
動の充実

施策 2

栄養共有による食
に関する指導の実
績

食に関する体験活
動

減塩に関する指導

施策 3

地場農産物浸攻拡
大事業

学校給食における
地元食材の活用



若者世代食育教室

笠間高校にて



地区開催の生活習慣病予防教室



岩間一地区活動・旧岩間保健センターにて

笠間市健康づくり計画

基本目標 4

いつまでもおいしく食べるために
“健口づくり”を推進します

施策の方向

1. 生涯にわたるはと口腔の健康づくりの推進
2. 定期的な歯科検診等の受診が困難なものへの歯科口腔保健の推進
3. 歯科口腔保健を推進するために必要な知識普及・啓発

笠間市健康づくり計画

基本目標 4

主な施策・事業

施策 1

歯科健康診査（検診）の推進

小・中・義務教育学校での学校しか保健の充実

フッ化物を活用した虫歯予防の対策の推進及び普及啓発

施策 2

訪問歯科診療に関する支援

訪問口腔衛生指導

施策 3

歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及及び情報提供

普及・啓発体制の強化

健康日本21の目標

- 8020(ハチマルニイマル)運動
80歳で20本以上の歯を残そう

- 6024
60歳で24本以上の歯を残そう

※茨城県は、8020・6424運動

6424(ロクヨンニイヨン)

64歳で24本以上の歯を残そう
(むし歯にしない)

(6×4=24 ロクシニジュウシ)





笠間市の保健医療・福祉について

笠間市役所
地域包括支援センター

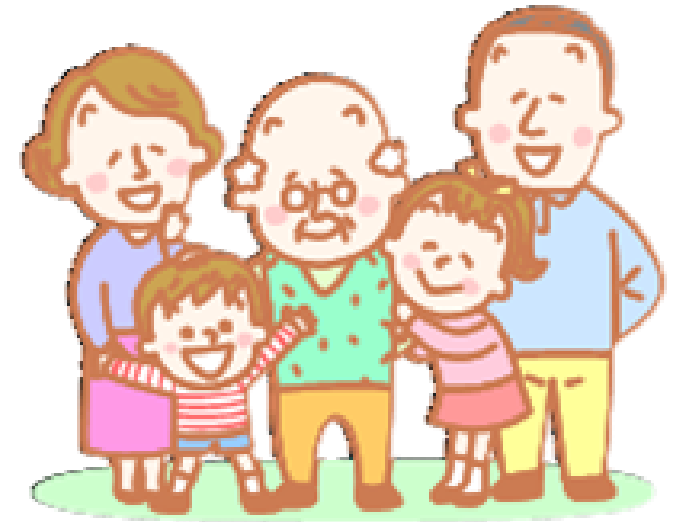
本日本話すること

1.市の現状

2.共生社会への取り組み

3.地域包括ケアシステムの構築

4.具体的な取り組みについて



1. 笠間市の現状と今後

	令和7年度
総人口 <small>※令和6年10月1日現在</small>	70,817人
65歳以上の人口 (高齢化率) <small>※令和6年10月1日現在</small>	24,266人 (34.2%)
75歳以上の人口 <small>※令和6年10月1日現在</small>	13,157人
要支援・要介護認定者 (認定率) <small>※令和6年4月末現在</small>	4,118人 (17.0%)



	令和22年度推計
	62,147人
	23,348人 (37.6%)
	13,724人
	7,920人 (20.7%)

* 高齢者福祉・介護保険事業計画(9期)より

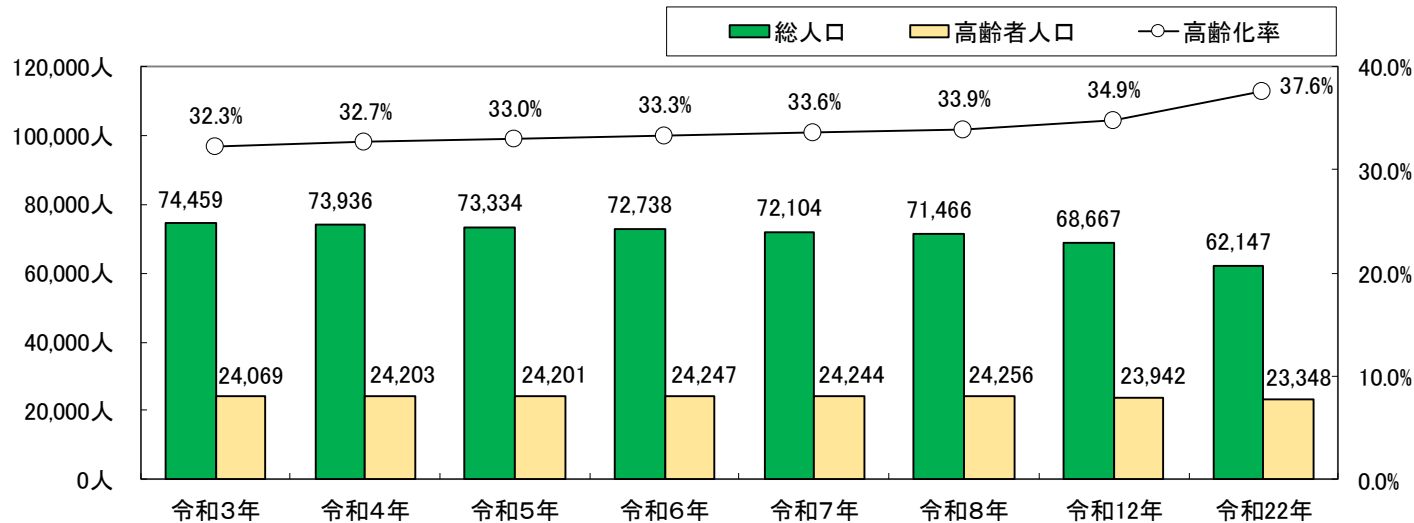
	令和7年度
総世帯数	33,045人
ひとり暮らし高齢者世帯	3,270世帯
高齢者のみ世帯	3,031世帯
総世帯に占める単身高齢者・高齢者世帯の割合	19.1%

* 令和7年4月1日現在

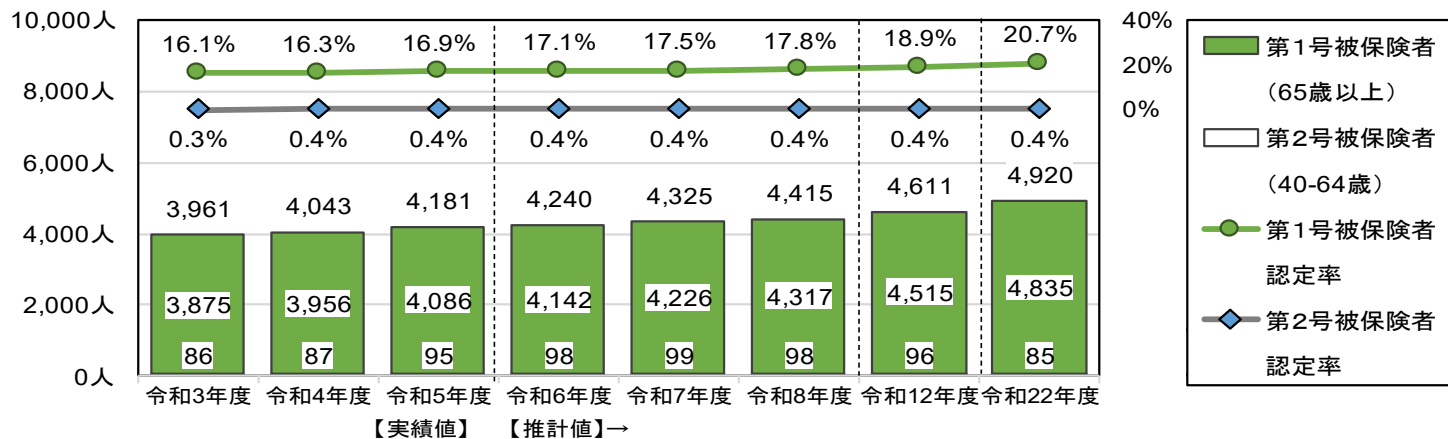


高齢者の現状と推計

市民の3人に1人が高齢者に



要支援・要介護者は増加していく



資料: 地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年9月末現在)

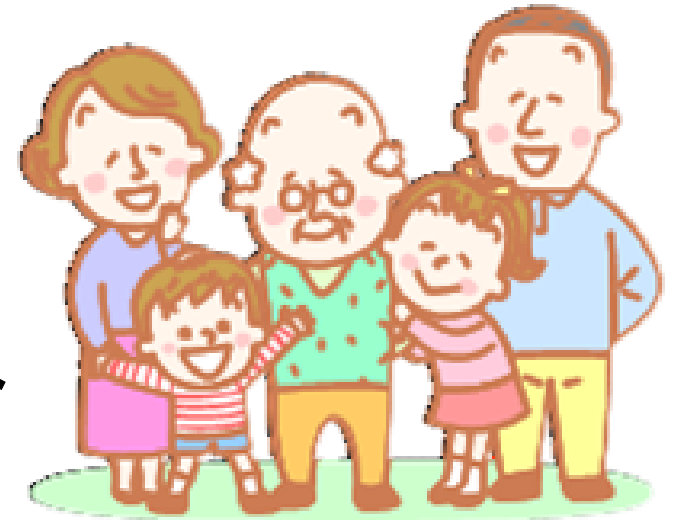
本日お話すること

1.市の現状

2.地域共生社会への取り組み

3.地域包括ケアシステムの構築

4.具体的な取り組みについて



2.「地域共生社会」に向けた取り組み

「地域共生社会」とは・・・

◆地域の住民、地域団体、行政などの様々な主体が地域の課題を「自分事」ととらえて、住民一人一人の暮らしと生きがいを大切にし、地域を共につくる社会のこと。

* 制度や分野の枠にとらわれず、一人ひとりが世代や背景を超え、これまでの「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける社会です。

地域共生社会の背景

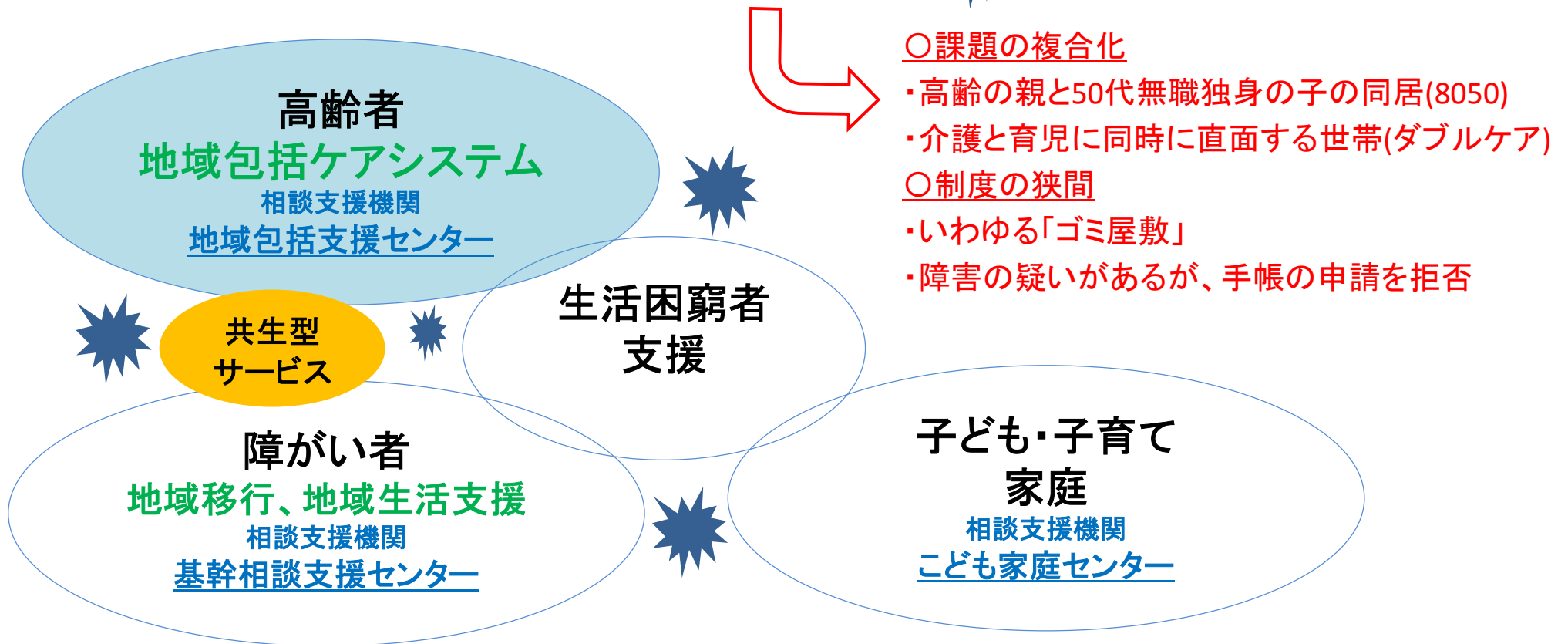
1. 支え合いの機能
2. 人口減少
3. 近所付き合いの希薄化
4. 物価高騰
5. 介護の人材不足



地域共生社会の目標

目指すべき方向性 → 「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、全ての住民が役割を持ち、支え合う地域コミュニティを醸成する。

現実には・・・既存の制度だけでは解決が困難な課題  が存在する



必要な支援を包括的に確保する理念を普遍化していく

土台となる地域力の強化→「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

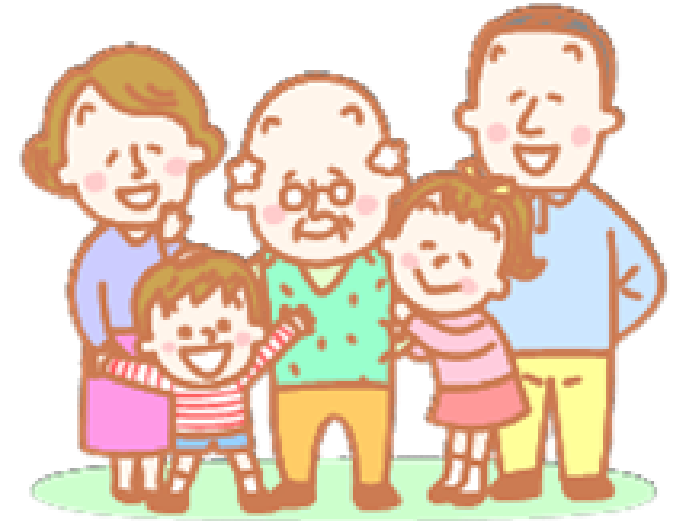
本日お話すること

1.市の現状

2.共生社会への取り組み

3.地域包括ケアシステムの構築

4.具体的な取り組みについて



地域包括ケアシステムとは

～住み慣れた地域で安心して生活するために！～

病気になったら…

医療

- ・高度急性期
- ・急性期
- ・回復期
- ・慢性期

日常の医療

かかりつけ医・歯科医師
薬剤師
地域の連携病院

通院・入院

住まい

- ・自宅
- ・サービス付き高齢者向け住宅等

いつまでも元気に暮らすために…

生活支援・介護予防

- ・民生委員・見守り協力員・見守り協力事業所
- ・地域サロン・高齢者クラブ・自治会・ボランティア等

相談業務やサービスの
コーディネートを行います

介護が必要になったら…

介護

■在宅サービス

- ・訪問サービス
- ・通所サービス
- ・短期入所生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・24時間対応の訪問サービス
- ・複合型サービス 等

■施設・居住系サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・認知症共同生活介護 等

共に支えあう地域をめざして… **生活支援体制整備事業**

地域包括支援センターでは

高齢者の暮らしをチームでサポートしています！



地域包括支援センターでは、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などの専門職が、高齢者等の相談にチームで対応しています。

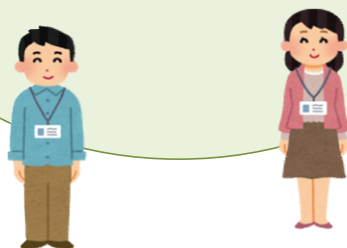
社会福祉士 （4名）

- 総合相談支援
- 権利擁護業務



保健師（4名）

- 介護予防
- 認知症に関すること
- 総合相談支援



主任介護支援専門員（2名） （主任ケアマネジャー）

- 介護予防プラン作成
- 総合相談支援



3. 笠間市での地域包括ケアシステムの構築

○地域包括ケアシステムの推進

高齢者等支援が必要な方が住みなれた地域で安心して暮らすために、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。地域住民がお互い協力し、支えあう体制づくりが必要です。

- ・ 医療・介護との連携
- ・ 介護サービスの充実強化
- ・ 介護予防の推進
- ・ 見守り等生活支援サービスの確保や権利擁護
- ・ 安心して暮らせる住環境整

○笠間市地域包括ケアシステムの目的

- ① 要支援者を早期に発見
- ② 迅速な支援の開始
- ③ 関係機関との情報共有
- ④ 情報の共有化を通じての役割分担
- ⑤ 役割に基づく総合的な支援体制の整備
- ⑥ 関係機関が協力することによる社会資源の有効活用



～茨城型地域包括ケアシステムの考え方～



- ▶ 地域包括ケアシステム(在宅医療・介護の連携)
地域包括支援センターの強化・地域包括ケア会議



障害者支援

- ▶ 自立支援協議会(障害者生活支援の強化)
基幹系相談支援センターによる相談強化



難病疾患支援

- ▶ 相談支援体制の充実・難病団体支援



子ども支援

- ▶ 要保護児童対策協議会
相談支援体制の充実(子どもの貧困対策)

ひとり親、
引きこもり等支援

- ▶ 地域ケアシステムにおいて活用

それぞれの制度での支援を基本に、単独制度では対応できない
ケースを“地域ケアコーディネーター”が中心に支援する

本日本話すること

1.市の現状

2.共生社会への取り組み

3.地域包括ケアシステムの構築

4.具体的な取り組みについて





笠間市第2次総合計画(2017～2026年度)

笠間市第4次地域福祉計画(2023～2025年度)

笠間市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業・ 成年後見制度利用促進基本計画(2024～2026年度)



障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画 など関連計画

高齢者福祉計画

- ◎老人福祉法に基づく計画
- ◎高齢者保健福祉施策に関する総合計画

介護保険事業計画

- ◎介護保険法に基づく計画
- ◎保険給付の円滑な実施に関する計画
 - ※予防給付及び介護給付等対象者サービスの見込量
 - ※サービス見込量確保のための方策
 - ※日常生活圏域における地域密着型サービスに係る必要利用定員総数
 - ※地域支援事業の見込量及び費用見込み
 - ※介護保険事業の費用見込み など

連携

その他のまちづくり施策
(健康・医療・教育・建設・交通・環境・情報・男女共同参画等)

一体的策定

成年後見制度利用促進基本計画

- ◎成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく計画



整合

【茨城県】

- 第9期いばらき高齢者プラン21(2024～2026年度)
- 第8次茨城県保健医療計画(2024～2029年度)
- 茨城県ケアラー支援推進計画(2023～2025年度)

笠間市認知症施策推進計画 第1期 令和7年3月

- ◎共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく計画

地域ケア会議の充実 (地域ケア会議の5つの機能)

1 個別課題の解決

- 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能

2 地域包括支援ネットワークの構築

- 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

3 地域課題の発見

- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

4 地域づくり資源開発

- インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

5 政策の形成

- 地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

介護予防(運動教室の推進)

【シルバーリハビリ体操】

シルバーリハビリ体操はリハビリテーション療法で、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が治療に使う運動を体操化したもので、関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを目的とする体操です。立つ、座る、歩くなど日常生活を営むための動作訓練になります。

令和7年度3月末現在
121名の指導士が75教室
を運営し、年間延
約16,002名の住民が
参加しています。

- ◆機能向上・認知症・閉じこもり(孤立化)の予防
- ◆地域の中での見守り支援
- ◆通いの場・交流の場の確保



【スクエアステップ】

スクエアステップは、一辺25cmの“ます”を、決められたステップパターンを覚え正確に踏んでいくといった運動です。下肢の筋力アップはもとより、ステップのパターンを覚えることで、脳の活性化、認知機能の向上もはかれます。

笠間市では、平成20年度から筑波大学大藏研究室の指導の下、介護予防の一環として、教室の開催・リーダーの養成を実施し、地域のリーダー育成を進めています。

令和7年度3月末現在、
228名のリーダーが41教室を運営し、
年間延約18,615名の住民が参加しています。

- ◆機能向上・認知症・閉じこもり(孤立化)の予防
- ◆地域の見守り支援支援
- ◆通いの場・交流の場の確保



専門職による介護予防教室

わくわく脳活セミナー

もの忘れが気になる方や認知症について知りたい方向けの健康教室です。

運動、口の健康、栄養、認知症について専門職より、講話と実技を通して学ぶ教室です。



男性のための転ばん体操教室

ストレッチや筋力トレーニング、有酸素運動を組み入れ、筋力維持やアップを目的とした介護予防のための体操教室です。



認知症施策の推進

令和6年1月に認知症基本法が施行され、同年12月には「認知症施策推進基本計画」が示されました。

笠間市では令和7年3月に「笠間市認知症施策推進計画」を策定し、認知症の人が希望をもって自分らしく、住み慣れた地域で暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を取り入れて施策を進めています。



【笠間市の認知症施策「5つの柱」】

基本施策1： 認知症の普及啓発の推進

基本施策2： 認知症の人と家族を支える取り組みの推進

基本施策3： 認知症予防の推進

基本施策4： 早期発見・早期対応に向けた体制の充実

基本施策5： 認知症の人の安心・安全対策

認知症関連事業

【認知症サポーター養成講座】

認知症サポーター：認知症を理解し、地域や職域で認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けをする人

令和7年度まで約7,000人を養成

※事業所や企業の地域貢献事業として、従業員を認知症サポーターとし、認知症に対する理解と日常的な見守りにご協力いただくケースも増えています。



【認知症カフェ・介護者の集い】

認知症の方とその家族等、気軽に参加できる交流の場として実施



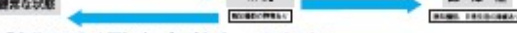
笠間市認知症あんしんガイド

笠間市認知症あんしんガイド

～認知症になっても、住み慣れた笠間市でいつまでも生活できるように～
いろいろな原因で脳の働きが低下し、「もの忘れ」や「判断力の低下」など日常生活に支障が出ている状態です。

認知症とは...
認知症の種類
アルツハイマー型認知症
アミロイドが神経細胞内に蓄積し、神経細胞のネットワークが壊れることにより発症します。
脳血管性認知症
脳血管障害を中心に障害されるため、意識したり思いやりなどの社会性が失われることがあります。
レビー小体型認知症
パーキンソン症状や幻覚を伴い、症状の変動が大きいことが特徴です。
脳由来性認知症
脳梗塞などの脳血管疾患により、脳の機能が低下し、意識が低下したり認知症の発症がでやすくなります。

MCI(軽度認知症)とは
MCIは、認知症と完全に区別される一歩手前の状態です。放っておくと認知症に進行する可能性があります。適切な手を打つことで、異常な状態に陥る可能性や進行を遅らせる可能性があります。



※「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」
チェックリストは認知症の気づきチェックリストです。認知症の疑いがある場合は、必ず医師に相談してください。最も当てはまるものにチェックしてください。

チェック項目	覚えていない	たまに忘れる	いつも忘れる	いつもうろたえる
1. 財布の中身など、重要な物品がなくなることがあります。	1a	2a	3a	4a
2. 料理の味付けがいつもと違うことがあります。	1a	2a	3a	4a
3. 誰かから「いつもと違うよ」と言われることがよくあります。	1a	2a	3a	4a
4. 自分が何を言っているかわからなくなることがよくあります。	1a	2a	3a	4a
5. 自分が何を話しているかわからなくなることがよくあります。	1a	2a	3a	4a
6. 自分が何を話しているかわからなくなることがよくあります。	1a	2a	3a	4a
7. 自分が何を話しているかわからなくなることがよくあります。	1a	2a	3a	4a
8. 自分が何を話しているかわからなくなることがよくあります。	1a	2a	3a	4a
9. 自分が何を話しているかわからなくなることがよくあります。	1a	2a	3a	4a
10. 自分が何を話しているかわからなくなることがよくあります。	1a	2a	3a	4a

①-⑩の項目をチェックし、点数を合計する → **合計** 点

※20点以上の場合は、認知症の疑いがある可能性があります。かかりつけ医や地域の認知症ケアセンターにご相談ください。
※認知症も他の病気と同じように、早めの相談・受診が大切です！

- 早期受診のメリット**
- ①進行を遅らせることが可能な場合があります。
 - ②治せる認知症や一時的な状態の場合もあります。
 - ③今後の生活の準備をすることができます。

もしかして認知症かなと感じた時は...

相談しましょう

笠間市高齢福祉支援センター
☎ 0296-78-5871 (受付時間: 午前9時～午後5時)

高齢者の生活や介護に関するご質問や相談窓口です。

土曜日相談窓口は「もの忘れ相談」
フロイデ総合サポートセンター(仮称)
☎ 0296-73-5577 (週1・2土曜日)
デイサービスともべケアセンター
☎ 0296-71-9638 (週3・4土曜日)

詳細は裏面②もの忘れ相談をご覧ください。

受診しましょう

かかりつけ医
※白ごとのら受診し、軽度の状態を認識している医師にご相談ください。

まずは

もの忘れ外来

必要時

認知症疾患医療センター

詳しくは下記の「認知症相談 医療機関」をご覧ください。

認知症相談 医療機関

もの忘れ外来等	所在地	電話番号
高平内科クリニック	笠間市八幡町2丁目25	0296-71-3022
茨城国立中央病院	笠間市藤原6526	0296-77-1121
笠間市立病院	笠間市南笠間1926番地1	0296-77-0334
高平内科学科・内科クリニック	笠間市藤原9-17	0296-71-0300

認知症疾患医療センター

医療機関名	所在地	内容
茨城国立中央病院	笠間市藤原6526	認知症診療科
高平内科クリニック	笠間市八幡町2丁目25	認知症診療科
高平内科学科・内科クリニック	笠間市藤原9-17	認知症診療科

その他の相談機関

医療機関名	所在地	内容
笠間市高齢福祉支援センター	笠間市藤原6526	高齢者の生活や介護に関するご質問や相談窓口です。
笠間市高齢福祉支援センター	笠間市藤原6526	高齢者の生活や介護に関するご質問や相談窓口です。
笠間市高齢福祉支援センター	笠間市藤原6526	高齢者の生活や介護に関するご質問や相談窓口です。

認知症についての理解を深めることは自分や家族が認知症になったときの不安を軽減することにつながります。



笠間市認知症ケアパス

認知症の進行に応じて利用できる支援

認知症の進行に応じて利用できる支援

かかりつけ医・認知症サポート医・かかりつけ看護師・かかりつけ薬剤師・認知症疾患医療センター
訪問看護・訪問リハビリ・訪問診療

認知症カフェ①・もの忘れ相談②・家族のついで・電話相談

SOS ネットワーク・GPS 機器の貸出し・高齢者見守りあんしんシステム

認知症サポーター養成講座④

在宅生活サービス・ふれあいサポート
日常生活自立支援事業・成年後見制度等利用支援事業

自宅・有料老人ホーム・障害老人ホーム・サービス付き高齢者住宅
ケアハウス

介護施設
訪問介護・訪問看護・短期入居生活介護など
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
介護老人保健施設・特別養護老人ホーム

利用できるおもしろな事業やサービス

1. 認知症の本人や家族と交流したい
認知症ケアセンター(仮称)
認知症の本人や家族と交流したい。認知症の本人や家族と交流したい。認知症の本人や家族と交流したい。

2. 土曜日も相談したい
もの忘れ外来
もの忘れ外来。もの忘れ外来。もの忘れ外来。もの忘れ外来。

3. 元気で生活を目指したい
認知症カフェ①
認知症カフェ①。認知症カフェ①。認知症カフェ①。認知症カフェ①。

4. 認知症への理解を深めたい
認知症サポーター養成講座④
認知症サポーター養成講座④。認知症サポーター養成講座④。認知症サポーター養成講座④。

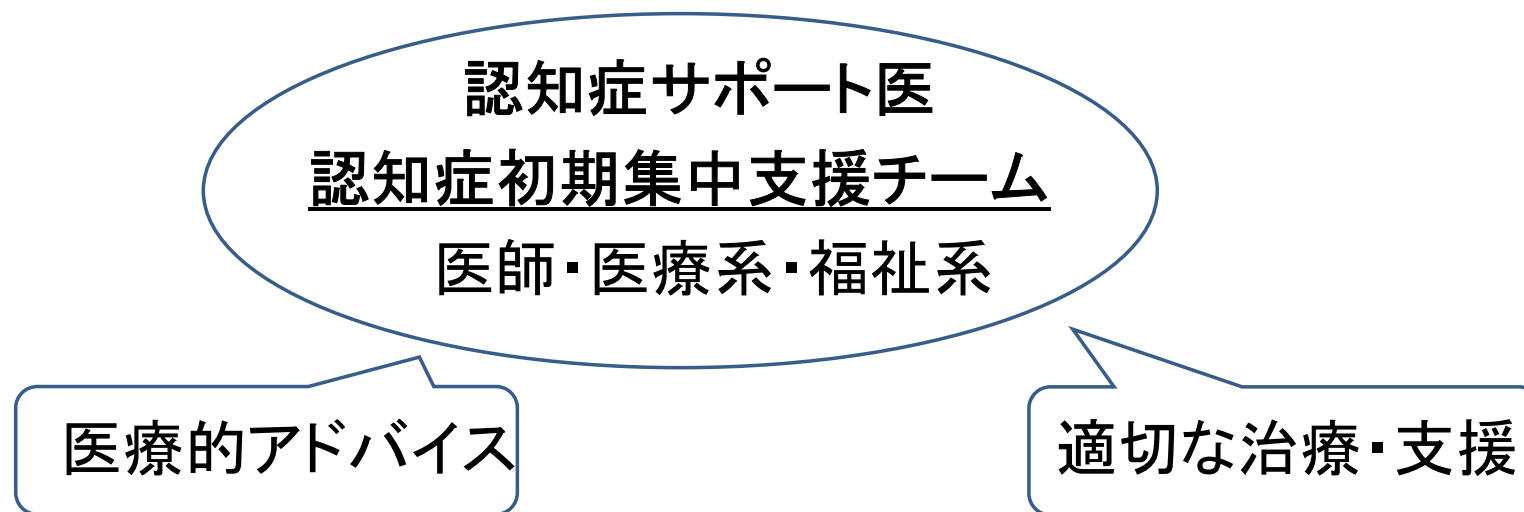
5. 様々なサービスについて知りたい
認知症サポーター養成講座④
認知症サポーター養成講座④。認知症サポーター養成講座④。認知症サポーター養成講座④。

ご本人やご家族の情報源として、
認知症ケアパスと笠間市の様々な情報を掲載した
「認知症あんしんガイド」を作成し、市民や関係機への配布、ホームページで公開

笠間市の認知症地域支援体制整備

◆認知症初期集中支援チームによる支援

笠間市立病院と地域包括支援センターの医療・介護専門職が協働で認知症と
思われる方や対応に苦慮している方を訪問等し、医療機関受診や介護保険サー
ビス利用等につなげる等の支援を行う。



- サポート医：認知症の人の医療介護に関わるかかりつけ医や介護専門職に対するサポートを行う医師
- チーム員会議：月2回第1・3月曜日に開催。様々な専門職が意見交換することで初期対応を必要とする認知症のケース検討だけでなく、より幅広い在宅医療・介護連携の課題検討の場となる。